## 信濃国の立山信仰

芦峅寺衆徒が江戸時代後期以降に信濃国で形成していた槽那場について

## 福江 充\*

### はじめに

立山信仰の伝播者である立山山麓芦峅寺の一山衆徒が、北アルプスを挟んで隣に位置する信濃国で形成した檀那場の実態については、これまで、ほとんど調査・研究が行われていない。それにもかかわらず、立山信仰史研究の分野に関わってきた研究者のあいだでは、信濃国の檀那場に対して「立山信仰の受容性が高く、地元の信徒による立山講の組織がしっかりした良質な檀那場」といったイメージが形成され、そして、それはいつのまにか固定観念として定着し、再検討されることなく、あるいは別の視点で研究が進められることもなく現在に至っている。

さて、こうしたイメージの形成については、橋本芳雄氏の論文「信州と越中との信仰の交流―特に松本町立山講について」"が起点になっている。橋本氏は、この論文のなかで、信州から越中に伝播したとする諏訪信仰・戸隠信仰・善光寺信仰や、逆に越中から信州に伝播した立山信仰などの民間信仰に対する分析をとおして、越中と信州の交流に関する検討を試みているが、氏が執筆に最も力を入れているのは立山信仰に関する部分であり、特に、芦峅寺教蔵坊が文政8年(1825)に信濃国松本の立山講から銅造地蔵菩薩半跏坐像を審進された一件についての紹介に重点が置かれている。

もっとも、橋本氏は論文中で、信濃国の各地における檀那場の分布状況など銅造地蔵 尊像の寄進事例の基盤をなす諸問題についても、前掲の銅造地蔵尊像の銘文を部分的に 解読し、そのなかから寄進者の所在地を幾つかあげて、当時檀那場が形成されていた地 域を部分的に示している。しかし、元来、この論文での橋本氏の検討課題は檀那場の実 態を捉えようとするものではなかったので、氏の側の問題では全くないのだが、これま で、各地の檀那場の実態を構造的に捉えてきた筆者としては、氏の提示した分析内容に 対して、まだまだ検討の余地があるように感じられる。

この論文の発表後、前掲の銅造地蔵尊像と同尊を寄進した松本の立山壽については、 複数の研究者により度々論じられてきたが、美術・工芸分野からのアプローチ<sup>2)</sup>がほと

<sup>\*</sup>富山県[立山博物館]

んどであり、檀那場の実態を検討した内容を多少なりとも有するものには、『立山町史 上巻』 があげられる程度で、その他は皆無に等しい。

しかし、以上のように、橋本氏の前掲論文をはじめ、その他の一連の論文で銅造地蔵 尊像の寄進を実現させた松本の立山講が度々とりあげられたことにより、その事例だけ が研究者のあいだで強く印象づけられ、さらに、いつのまにか、その一事例が信濃国全 域での立山信仰の盛栄を表すものといった、拡大したイメージへとすりかわっていった ようである。そのため、信濃国における檀那場の分布状況などの基本的な問題について は、当時、信濃国を檀那場としていた宿坊家の檀那帳が未発掘だったこともあり、いず れの研究者からも本格的に検討されることなく、現在に至っている。

ところで、立由山麓芦峅寺村に所在する芦峅寺雄山神社や旧宿坊家、富山県 [立山博物館] には、かつて芦峅寺衆徒が使用した檀那帳や廻檀日記帳が多数所蔵されている。 そして、そのなかには信濃国やその周辺地域を対象とする檀那帳も数冊含まれている。

そこで、本稿では、前述の研究動向や成果をふまえつつ、一方、研究が進展せず、未だに明らかにされていない部分を補うため、上記の史料を解読・分析し、さらに、既に解読・活字化されている『越中立由古記録』所収の声崎寺文書や前記の銅造地蔵尊像の銘文なども援用して、声崎寺衆徒が江戸時代後期から明治時代中期にかけて、信濃国の各地やその周辺国の各地で形成していた檀那場の実態について、特に檀那場の分布状況を中心に検討を試みたい。

# 1 信濃国の檀那場をめぐる芦峅寺・岩峅寺両寺間の争論

芦峅寺一山衆徒と岩峅寺一山衆徒は、立山にかかわる様々な宗教的権利(山役銭の徴収権・山中諸堂舎の鍵の管理権・納経所の開設権・牛玉札の発行権・加賀藩領国内外での廻檀配札活動権など)をめぐり、宝永6年(1709)から天保4年(1833)までの約125年間、度々争論を引き起こしてきた。その具体的な内容や経過については、以前、拙稿「立山衆徒の勧進活動と立山曼荼羅」"のなかで詳述しているので、本節では、以下、信濃国に関わる部分だけを概略しておきたい。

争論の最終局面の天保2年(1831)9月から翌年(1832)にかけて、岩崎寺衆徒の惣 持坊と般若院は、芦崎寺衆徒が信濃国で形成していた檀那場を侵犯しず、出開帳と配札 を主体とする勧進布教活動を行った。そのため、芦崎寺衆徒がそれまで維持してきた檀 縁が乱れた。また、それに加え、これまでに前例のない大規模な出開帳の巡業を計画す るに至った。すなわち、その内容は、越後国系魚川辺より小谷四ケ條、信濃国松本城下 辺、同国伊那郡、さらに、三河国、遠江国、駿河国、甲斐国甲府、信濃国諏訪郡、同国 上田辺、上野国高崎、武蔵国、江戸表などを対象地として、出開帳を行いながら巡業す るもので、加賀藩からは事前に許可を得ており、さらに京都御所から「立山大先達の免 許状」を用意していた。

さて、こうした信濃国における檀那場侵犯事件は、それまで続いてきた争論を一層激化させた。声峙寺一山と岩峅寺一山は、互いに相手方の勧進活動の違法性を加賀蒂寺社奉行所に提訴し合ったが、最終的には、天保4年(1833)9月に、加賀蒂公事場奉行から岩峅寺の藩領国外での出開帳と配札の禁止、及び万一違犯者を発見した場合の報告の義務など、声峅寺にとっては一応勝訴といえる判決が下され落着した。

なお、声崎寺側は、加賀藩公事場奉行での裁判で勝訴を得るため、一山をあげての総 力態勢で対応しており、岩崎寺側が行っていた勧進活動の実態を徹底的に調べあげ、活 動の違法性を示す証拠や情報を丹念に蒐集している。そして、特に信濃国での現地調査 については、当時、信濃国に檀那場を所持していた声崎寺宿坊家の衆徒たちが奔走・尽 力している。

ちなみに、この一連の争論を記録した芦峅寺一山会所蔵の古記録を検討すると、当時 信濃国で檀那場を形成していた芦峅寺宿坊家衆徒は、福泉坊澄音・宝伝坊體禅・金泉坊 静厳・教蔵坊照界らであったことがわかる。ただし、それぞれの宿坊家が檀那場を形 成していた地域や檀那場の規模、衆徒の活動状況などについては、古記録を管見する限 り具体的な記載が見られず不明である。

# 2 芦峅寺福泉坊の檀那帳に見る信濃国の檀那場

#### 2.1 檀那帳の書誌

写真 1 (①・②) の檀那帳は芦峅寺雄山神社に所蔵されている。形態は横帳で、法量は縦11.8cm×横16.8cmである。表題として「磨滅」改正 祈祷□那帳 正月」と記されており、当初は成立年代も記されていたのだろうが、現在は文字の磨滅が著しく、ほとんど読みとることができない。一方、裏表紙には、かなり磨滅しているが「福泉坊」と記されているので、この檀那帳は芦峅寺宿坊家の福泉坊が所蔵・活用していたものであることがわかる。檀那帳の各丁に記されている配札地名から、この檀那帳の対象とする檀那場は信濃国であることがわかる。成立時期については、各丁に記された信徒名に姓がなく、名前だけのものがきわめて多いことや、上松宿在住の古沢助蔵・武井吉助・乙吉ら3名の信徒による安政2年(1855)7月の立山参詣に関する添え書きが見られ、

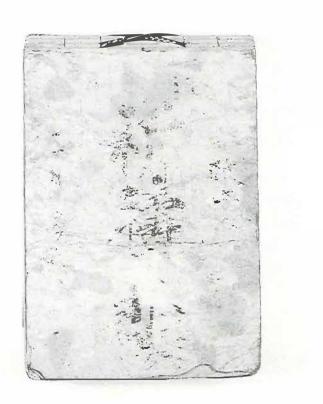


写真1の① 芦峅寺福泉坊の信濃国の檀那帳〔表紙〕(芦峅寺雄山神社蔵)



写真1の② 芦峅寺福泉坊の信濃国の檀那帳〔部分〕(芦峅寺雄山神社蔵)

おそらく、その時期の前後のそう遠くない頃、すなわち、江戸時代幕末期に成立したものと推測される。

ところで、檀那帳の巻頭には次の序文が記されている。

「当山者諸仏神瑞集之霊地尔天、現当二世諸願円満の所故、開闢以来、今上皇帝室作万歳人樹幕下日域泰平国家静謐之御祈念於御神前朝暮無怠慢挑行仕候。依而諸国配札之義ハ、蒙敕命連続御治世発興猶以繁茂。然二当寺ハ往昔歷代与里当国当地江発参仕候事尔今不断、檀那配札勤来り御信仰之基也。願クハ蒙り神明仏陀之加護、幾萬歲も村内安全五穀農熟万民快樂家門永久御子孫繁昌諸願成就如意円満之御祈祷無油断修法仕度候。依而以来不相替御札納置御信仰被為成下候様願上候。且又外坊与里彼是与間違之筋様申在来り候共、一切御取合無之御札尔御断可被成下樣幾重二も申上候所而已。」

以下、この序文を概略すると、①福泉坊が昔から信濃国の檀那場の各村を訪れ、廻檀配札活動を行ってきたことと、その活動は絶えることなく今でも続いていること、②檀那場の各村では「神明仏陀の加護」により、幾万年も「村内安全・五穀豊熟・万民快楽・家門永久・子孫繁昌・諸願成就如意円満」であるように祈祷を修めたいこと、③壇家ではこれまで同様に護符を置かせてほしいこと、④壇家に他の宿坊家衆徒が配札に訪れても応対してほしくないこと、などの内容が記されている。なお、文中の「諸仏神瑞集之霊地」や「神明仏陀之加護」の用語には、神仏混淆の意識が表れている。

さて、前掲の序文の下線部分は、福泉坊が自坊の檀家に対し、他の宿坊家衆徒の配札活動には対応しないようにと注意をうながす内容であるが、この内容から、江戸時代後期の信濃国の檀那場では、芦峅寺の複数の宿坊家が廻檀配札活動を行っていたことと、おそらく、そうした各宿坊家の檀那場が入り組んでいたため、宿坊家間で檀那場の保存をめぐり、争論が生じえたことなどがうかがわれる?。なお、檀那帳には、「右村(筑摩郡下新村)惣檀家不残配札。尤上出町(上手町)ハ宝伝坊旦那場」\*'といった記載も見られ、福泉坊の檀那場と宝伝坊の檀那場が近接しており、福泉坊がそうした状況を檀那帳に注記して智意していたことがわかる。

#### 2.2 檀那帳の内容のデータベース化と分析

#### 2.2.1 檀那場が形成されていた地域とその規模

檀那帳における表記の一例として写真1の②を見ていくと、まず、「信濃国筑摩郡本 洗馬村之内 下平村」といったように配札地の国郡や村名が記され、次に、「一 年宿四 郎兵衛」といったように信徒名(檀家の戸主名)が記されている。なお、この場合、信徒名「四郎兵衛」の斜め上に「年宿」と記されており、四郎兵衛家が年宿を担当していたことがわかる。さらに、信徒によっては、名前の上下に「大九左衛門  $\triangle$ <sub>事極</sub>」とか「小長半治郎  $\triangle$ 松」といったように、護符や諸晶などの頒布品か、あるいは、初穂の受領一定額を示すと思われる数種類の略記号がふられている。この他、立山参詣に関する添え書きなどが記されている場合もある。

檀那帳の表記法は全体的にこのようなものであるが、全丁にわたって提示することは 困難である。そこで、檀那帳の内容を集約的に分析できるように、まず、データベース 表を作成した。第1表は檀那帳に記されている配札地の村ごとに、信徒数・宿数・各村 の現在における該当行政区・近世における該当国郡、略記号の記載状況などの内審を掲 載順に書き出したものである。第2表は第1表にもとづき村数や信徒の人数・宿数を現 在の該当行政区別に示したものである。

以下、第1表の内容を概略しておきたい。檀那帳に記載された村名は、大字以上を抽出すると延べ50村である。ただし、そのなかで上松宿と北入村は、檀那帳の別々の筒所に二度にわたって記載されており、実質的には48村である。一方、例えば上松宿がその村域に、島村・瀬林・小野田・北野などの小字の村を数村含んでいるように、48村のうち須原宿や洗馬村・北熊井村・吉田村・北入村・三溝村・竹田村などは、その村域に上松宿と同様に小字の村を含んでおり、このように小字単位で抽出すると村数はかなり増加(掲載村総数106村)する。

信徒総数は延べ1086人、宿数は35軒である。ただし、檀那帳において、筑摩郡の下新村や同郡北新村・同郡上新村・同郡三溝村上嶋については、信徒名を挙げながらも、一方で、それぞれ「右村(筑摩郡下新村)惣檀家不残配札。尤上出町ハ宝伝坊旦那場」・「右村(北新村)惣旦家不残軒別」・「右(上新村)惣旦家不残軒別」・「右村中(三溝村上嶋)惣旦家」などと、1村の全世帯が檀家のごとく注記されており、それが事実なら、実質的な信徒総数は1086人より若干多いものとみられる。

信徒の分布状況について、現在の行政区にもとづき、信徒数と宿数の多い順に示すと、 松本市 (674人・22軒)、塩尻市 (223人・5軒)、木曽郡上松町 (93人・3軒)、東筑摩郡山形 村 (62人・2軒)、同郡波田町 (25人・2軒)、木曽郡大桑村 (2人・0軒)、同郡木曽福島町 (1人・0軒)、該当地不明 (6人・1軒) である。

1村につき信徒数が20人以上の村は北中村(24人)、小宮村(61人)、北新中村(22人)、 北新村(51人)、上新村(32人)、和田組荒井村(51人)、衣外村(24人)、下今井村(48人)、太子堂村(27人)、和田中村(52人)、和田殿村(60人)、和田町(36人)、下和田

10 第1表: 芦峅寺福泉坊が信濃国で形成した檀那場の実態(江戸時代後期)

指核項	Attia	人数	销数	現在の該当市町 村	江戸時代の該当 DIES	大	1	小長	大臣	円	tar	植	15	井	杉	粒	10	Ä	199	Δ	0	0	赤机	+=	伯考
	上松宿(烏村・小田野 ・北野・上野・大沢・ 長路沢・林・田口・参 招・大垣・横手・宿・ 高倉・新田・藤久保・ 高倉・新田・一沢・巡 島・添独)		3	未曾郡上松町	信漫国筑革影	9	0	- 11			0	1	i	5	2	1	•	1	2	10			0		
0087~0088	須原宿在 (上郷・倉本 )	02	0	本曾都大桑村	信息国统摩部	0	0	0	0	0	0	. 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	- (	0	0	
0089-0090	上松宿●	02	0	木曾郡上松町	信遵田筑摩部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	- (	0	0	旧口原(参り)、清水区 (高温参り)
0091	福島間	01	0	木質部木曾福島 町	信德国战革后	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	(	0	0	
0092~0096	上松宿●	05	0	本質都上松町	品濃田筑摩部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(	-	0	古沢・武居・乙吉(安 政2年7月参詣)
0097~0102	THEAT	06	0	均层市	信濃田筑厚郡	-0	- 0	0	- 0		- 0	- 1	0	0	- 1	7	1	0	-	5	- 0	-	0	0	
0103~0110		08		坦尼市	信週国战率的	0	-0	0			0	-0	-	_		-0	1	3	0	-5	0				
	洗馬付 (下平・上町 ( 以上本洗馬のうち)・ 中町・下町・芹ノ田)	55		<b> 以 成市</b>	信急国筑摩部	25	0	6	0		0	5	2	10		1	5	9	7	35		(		0	その他「手力」1、「日 カ」1
0166~0170		05		不明	不明	0	0	0	- 0	- 1	0	- 1	3	0	- 4	0	2	0	0	1	3	- (	0	0	その他「鮭」」
0171	南族并打	01		坦尻市	信濃加筑摩部	0	0	()			0	0	0	0	- 1	0	0		0	0		(		0	
0172~0269	北族并付 (中島・大沢 ・町村・中屋敷・宮村 ・下村)	98		<b>坦</b> 虎市	信適国筑阜郡	10	3	11	0	37	0	6	0	18	0	10	6	5	18	67	0	(	0	ž	
0270	南内田村	01	0	<b>塩尻市</b>	信遵国策摩督	0	- 0	0	0	1	()	0	0	1	0	0	0		0	- 1	0	- (	0	0	
0271~0272	南赤木村	02		松本市	信須国筑摩杉	0	0	1	. 0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	- 1	0	- 0			
0273~0326	吉田村(向付・上出・切付・中付・下付)	54	Z	堪况市	信須用英摩西	11	3	16	0	15	1	7	2	4	1	3	1	6	9	20	7	0	0	0	
0327	並物件	01	0	松本市	信息国筑摩部	0	()	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	- 1	0	- 0	0	0	
0328~0346	神田付	19		松本市	信息国筑摩部	0	1	3	(	8	0	1	0	0	- 6		1	5	1	3	0	0	0	1	
0347~0348		02		松本市	信遵切筑摩部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(1	0	0	0	1	0	0	(	0	0	
0349~0359		-11		松本市	信濃国筑摩部	0	()			2	1	2	0	3	2	7.7	- 1	3	.0	- 8	1	- 0	0	0	
0360~0361		02		松本市	信濃田筑摩部	- 11	(1	0	0	1	(6)	- 0		1	1		0	0	0	2	0	0	0	0	
	北入村 (舟付・宮原)	08		松本市	信息国货摩部	0	0	0	- 0	7	0	0	0	3	0	0	_1	- 2	0	8	0	0		- 0	
0370~0374	中入村 (一の海・三反 山)	05	- 1	松本市	信禮国統革部	1	0	3	0	3	9	1	0	3	0	0	0	1	0	3	1	0	0	0	その他「中」印1
0375~0389	北入村● (窮越・千手 ・中村・竹下)	15	2	松本市	信須国航摩目	0	0	1	0	7	a	3	2	2	1	0	*	1	0	9	1	0	0	0	その他「き」印
0390~0392	西桐原材	03			信濃因抗學都	0	0	0	0	7	0	- 0	2	(1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	
0393~0407	上金井村 (上屋島)	15			信息国统摩部	0	0		0	6	0	4	2	1	Z	0	1	- K	1	9	3	0		0	
0408~0414		07			信濃国抗摩部	0	ti		0	2	2	0	3	1	3	0	0	0	0	3	3	- 0	0	0	
0415~0417	<b>兎川寺町</b>	03			信濃田筑革部	6	- 0	0	0	7	0	0	0	(1	- 1	0	(1	- 1	0	1	1	0	0	0	
0418~0421		04		松本市	信濃田筑摩郡	0	- 6	0	0	0	0	1	3	0	0	0	3	- 1	0	4	0	-0		0	
0422	七戸村	01		不明	不明	0,	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	U	0	0	0	0	0	
0423~0424		02			信遵旧坑摩衫	- 0	0	0	0	- 1	0	0	- 1	1	1	0	0	0	0	1	1	0		0	
0425	<b>首島</b> 打	01			信濃国安曇杉	0	0	0	0	0	0	0	0	- 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0426~0419		24			信遵闭安量形	-8	0	0	0	0	(1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0450-0462	高松材	13	1	松本市	信適田安曼郡	0	Ü.	- 1	0		2	3	1	0	2	0	2	1	7	6	3	0	0	0	その位「蛙」」

## 第1表 (続き)

掲載項	配扣柜	人数	HAL	現在の該当市町 打	江戸時代の該当 国部	大	4	小投	大長	阿	tu	拉	纪	非	档	E:	元	省	100	Δ	0	0	水札	4=	何考
0163~0523	小宮村	61	1	松本市	信息国安量器	21	0	.11	0	4	0	3	- 1	2	7	8	2	1	4	18	3	0	0	0	その他「初無」し、「中」」
0524~0539	下新村	16	(1	松本市	信息国境率的	0	6	Ź	0	5	- 0	7	0	Z	Z	2	0	3	- 4	11	7	0	0	- (	
0510~0561	北新中门	22	1	松本市	信適国筑摩郡	16	- 1	13	0	6	0	2	- 1	-1	- 1	2		4	0	12	2	0	()	- 0	
0562~0612	北新村	51	.0	松本市	信濃国筑摩郡	12	0	12	0	6	.0	7	6	2	- 0	- 0	3	5	3	11	5	- 0	0	- 0	
0613~0614	上新打	32	0	松本市	信濃国筑摩部	- 1	0	0	0	0	0	0	0	- 0	1	.0	. 0	0	()	0	1	0	0	- 0	Tarabas and the same of
0645~0695	和旧和竞井村	51	0	拉本市	信濃国筑摩杉	9	0	1	0	4	0	1	1	3		0	1	2	)	8	1	0	0	0	その他「さ」1。栄給 邸については「大牛3 ハ小札斗り」の往記ま り。
0696-0719	和田組衣外付	21	- 1	松本市	信遵国统序部	10	0	5	0	13	0	2	0	4	- 1	8	- 1	3	- 2	16	- (i	()	0	0	
	三溝村 (下三清·三溝 村上島)	25	2	東境摩修被旧町	信酒田筑摩葛	10	6	9	0	6	0	- 1	4	6	1	1	2	9	S	14	- 1	0	0	0	
0745~0806	竹田村(本路・宮村・ 四ツ屋・唐沢・原村・ 新田・荒井)	62	2	東筑摩部山形村	信遵训统章科	6	3	11	0	13	0	6	2	7	3	10	1	10	8	23	9	.0	0	0	
0807~0854	下今井村 (市坝方·堰 村)	48	3	松本市	信酒国筑阜郡	14	0	2	0	7	0	6	1	6	-	1	- {	8	3	14	6	1	0	0	
0855~0881	南和田の内 太子堂村	27	1	松本市	信语国筑岸部	0	1	10	0	5	0	- 1	2	3	2	3	0	5	1	9	6	0	0	0	
0882~0933	和川中村	52	- 1	松本市	信濃国筑摩部	13	0	4	0	1	- 1	3	0	2	2	0	4	5	4	10	7	0	0	0	
0934~0993	和田段付(下中付)	60	1	松本市	信浪国筑摩部	17	0	6	0	8	0	1	- 1	2	1	3	1	5	1	16	4	0	0	0	
0994~1029	ENTER!	36	2	松本市	信浪田筑摩郡	0	2	4	1	- (	a	7	7	2	3	· z	1	10	4	15	3	0	0	0	
1030~1059	Ffault	30	- 1	松本市	信息国筑序部	5	4	3	- 1	5	0	1	2	8	3	1	0	2	3	18	. 3	2	0	0	
1060~1066	南新村	07	()	松本市	信急国筑摩郡	0	0	0	0	0	- 1	2	1	0	0	1	1	4	1	5	- 1	0	1	0	
1067~1074		08	- 1	松本市	信浪国筑阜部	5	2	1	o d	2	0	1	1	2	1	0	1	0	1	4	0	(	ti	0	
1075~1086		12	- 1	松本市	信息团筑摩哲	0	0	0	- 6	0	0	- 6	0	0	0	0	0	0	0	10	- 0	0	- 0	. 0	
	1	1086	35			193	26	138	2	203	S	83	51	106	69	57	62	130	91	408	89	3	-1	7	

- 凡例 一、 本表は芦峅寺雄山神社が所蔵する芦峅寺福泉坊の信濃国の檀那娘の内容を解読・整理して示したものである。
  - 一. 檀那帳に記載された檀家が分布する各町・村(福泉坊衆徒の配札地)や、それらの江戸時代の該当国郡、現在の該当自治体の市・町・村、各町・村ごとの信徒数や宿数、頒布品や初穂の一定額を示すと思われる各種略記号の掲載数などの情報を懷那帳のなかでの掲載順に従って書き出したものである。
  - 一. 檀家所在町・村(配札地)と江戸時代やあるいは現在のそれぞれの該当自治体を照合していく際には、「角川日本地名大辞典20 長野県」を参照した。
  - 一、配札地の項目中、●印の付られた村は、檀那娘のなかで複数回掲載されているものである。
  - 一. 本表のなかで□印の箇所は文字が解読できなかった部分を示す。

第2表: 芦峅寺福泉坊の信濃国の檀那場における配札地の自治体市町村別信徒数・宿数 (江戸時代後期)

配札地域	信徒数	宿数
長野県木曽郡大桑村	2 人	0 배
長野県木曽郡上松町	93人	3 軒
長野県木曽郡木曽福島町	1人	0 邮
長野県塩尻市	223人	5 軒
長野県東筑摩郡山形村	62人	2 軒
長野県東筑摩郡波田町	25人	2 軒
長野県松本市	674人	2 2 軒
該当地不明	6人	1 49
合 計	1086人	3 5 軒

凡例 一、本表は声崎寺雄山神社が所蔵する声崎寺福泉坊の信濃国の檀那帳の内容を解説・整理し、 現在の自治体市・町・村別の信徒数と宿数を示したものである。

村(30人) [以上松本市]、三溝村(25人) [波田町]、竹田村(62人) [山形村]、洗馬村(55人)、北熊井村(98人)、吉田村(54人) [以上塩尻市]、上松宿(86人) [上松町] などがあげられる。

さて、第1図と第2図は、福泉坊の檀家が分布する南限の須原から北限の松本までの 地域を対象として、檀家が分布する各村を地図上の該当部にドットリングしたものであ る。これらの地図から福泉坊の檀家が比較的集まっている地域を区画として捉えると、 概ね、①上松、②洗馬村、③北熊井村、④吉田、⑤里山辺、⑥入山辺、⑦梓川に沿って 北中から三溝に至る地域、⑧和田、⑨竹田の各地域に区分できる。

#### 2.2.2 檀那帳に記載された略記号

檀那帳には、信徒名や配札地とともに、その傍らに「大」、「小」、「小長」、「大長」、「阿」、「加」、「越」、「紀」、「井」、「杉」、「松」、「元」、「者」、「柳」、「△」、「○」、「●」、「木札」、「十二」などの印がふられており、おそらく、衆徒が配札した護符の種類であ

るとか頒布した品々、あるいは初穂の一定金額などを示していると考えられるが、一つ一つの印がより具体的に何を示すものなのかは、不明である。なお、各印の掲載数をあげると、「大」は193、「小」は26、「小長」は138、「大長」は2、「阿」は209、「加」は8、「越」は83、「紀」は51、「井」は106、「杉」は69、「松」は57、「元」は62、「者」は130、「柳」は91、「△」は408、「○」は89、「●」は3、「木札」は1、「十二」は7である。

このように、この檀那帳においては略記号で記載される部分が多く、その意味が解明できないために福泉坊衆徒が行っていた廻檀配札活動の具体的な実態をうかがうことはかなり困難である。ただし、檀那帳のなかで、和田組荒井村在住の信徒である栄治郎については、住所や名前とともに注記として「大牛王ハ小札斗リ」と記載が見られ、福泉坊衆徒が何種類かの頒布品の一つとして牛玉宝印「立山之宝」の小判を頒布していたことがわかる。

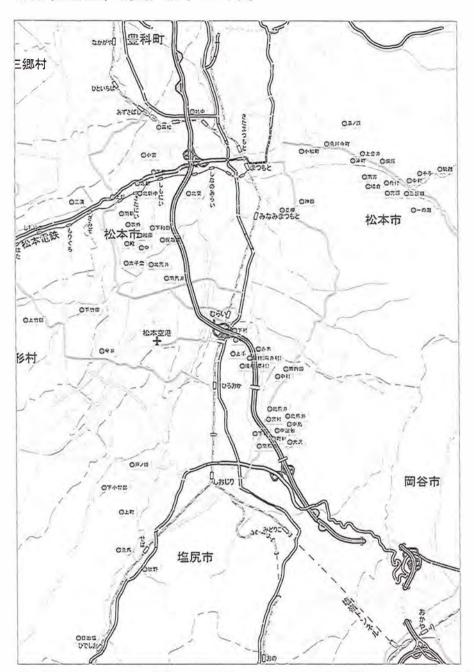
#### 2.2.3 配札経路

檀那帳のなかでの各配札地の掲載順は第1表に示すとおりであるが、この内容は衆徒が実際にたどった配札経路を反映していると考えられる。檀家が所在する各村の分布を示した第1図を読み解くと、福泉坊衆徒は、江戸時代の中山道に沿って檀那場の南限である須原から北限の松本に向かって街道沿いに点在する檀家を廻っていくといった廻檀経路が推測できる。

大凡の経路を現在の行政区単位でたどっていくと、本曽郡大桑村→同郡上松町→本曽福島町→塩尻市→松本市→東筑摩郡波田町→同郡山形村→松本市→となっている。さらに、具体的な村名で大まかに順路を追っていくと、以下、須原→上松→本曽福島→日出塩→牧野→洗馬→北熊井・南熊井→吉田→並柳→北小松→南方→中入→北入→薄町→湯原→青島→北中→小宮→北新→上新→荒井→衣外→三溝→竹田→和田→北栗林の順で移動している。なお、松本市については、市街地ではなく郊外に檀家が分布している。

ところで、福泉坊は、尾張国の愛知郡名古屋城下や春日井郡・中島郡・丹羽郡・葉栗郡、美濃国の土岐郡や可児郡・加茂郡・恵那郡に檀那場を形成しており、おそらく、越中国から飛驒街道で高山を経由して美濃国・尾張国に向かい、それらの国内での廻檀配札活動を終えた後、中山道を通って信濃国に向かったものと推測される。

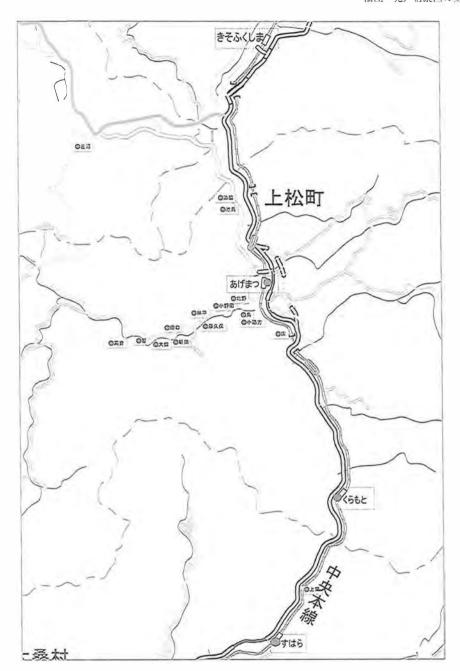
その後については、前述のとおり、檀那帳における各配札地の掲載順にあわせて配札 経路を推測すると、中山道沿線では、中山道を妻籠方面から塩尻方面に向かって進む。 さらに、塩尻から善光寺道で松本へ進み、松本から武石道へ若干進む。梓川は越えない。 松本では城下町などの市街地にはほとんど檀家が存在せず、それに対し郊外の里山周辺 や入山周辺、あるいは、梓川に沿って北中から三溝に至る村々、和田村あたりに檀家が



第1図: 芦峅寺福泉坊の信濃国の檀那場における檀家の分布状況(松本及びその周辺地域)

- 凡例 一. 本図は昭文社の地図情報データベースソフト『スーパーマッ ブル・デジタル2 (東日本)』を使用して作図した。
  - 一、●印とその右横に記載された地名は檀家所在村の分布を示す。

0km 5km



第2図:芦峅寺福泉坊の信濃国の檀那場における檀家の分布状況(上松及びその周辺地域)

凡例 一. 本図は昭文社の地図情報データベースソフト『スーパーマッ ブル・デジタル2 (東日本)』を使用して作図した。

一. ●印とその右横に記載された地名は檀家所在村の分布を示す。

0km M3.3km

分布していたので、これらの村を順次配札に廻っていたようである。

## 2.2.4 上松宿及びその周辺地域の檀那場の実態

第2図は、特に上松宿及びその周辺地域を対象として、檀家が分布する各村を地図上 の該当部にドットリングしたものである。

この図を見ていくと、福泉坊衆徒は中山道を名古屋方面から北上し、上郷(1人)→ 倉本(1人)→床(2人)→小路方(5人)といったふうに、各村のわずかばかりの檀家を順次配札に伺い、次に、中山道から分かれて、小川沿いに形成された狭い河岸段丘及び山麓台地に点在する島村から高倉村に至る各集落の檀家を配札に廻っている。具体的あげると、その地域には、島村(10人)、北野(7人・宿1軒)、小田野(4人)、林(1人)、藤久保(2人)、新田(4人)、田口(10人・1軒)、大畑(8人・宿1軒)、留(2人)、高倉村(8人)などの小集落が点在しており、これらの集落の1軒から多くても10軒程度の檀家を順次廻っていく。なお、この地域から少し離れた三岳村の釜沼にも2軒の檀家が存在しているが、同地については中山道から分岐し、王滝川に沿って廻檀配札に向かったものと推測される。この他、中山道に沿って上松宿(7人)、池島(4人)、添脇(4人)、福島宿(1人)でも、各村にわずかに点在する檀家を廻っている。

さて、このような上松宿及びその周辺地域の檀家の分布状況から次のことがいえよう。すなわち、檀家総数(信徒総数)96軒の同地域を1区画の檀那場とみなし、先行研究で通則的に行われてきたように当、それを「面」的なものとして捉えて済ますことは容易である。しかし、ここで留意しなければならないのは、現実的に地図上で見ると、各村に数軒ずつ点在するといった檀家の分布状況は、衆徒による檀家から檀家への移動行為によって、ようやく、点である檀家と檀家を結んだ「線」や「筋」、あるいは過大に見ても「帯」程度になるに過ぎず、「面」からは程遠い(河岸段丘というこの地域の地形的特徴が要因になっている)。そもそも、檀那場を構成する基本単位は、あくまでも1軒1軒の檀家である。それゆえ、1村あたり、あるいは1地域あたりの分布密度で、檀那「場」に見えたり、檀那「筋」・「帯」に見えたりしているだけであるから、「檀那場」は、地域によっては、従来の立山信仰史研究の分野でイメージされてきたような「面」的なものばかりとは必ずしもいえないのである。

なお、この上松宿からは、安政2年(1855)7月に古沢助蔵(掲載番号094)・武居吉助(掲載番号095)・乙吉(掲載番号096)の3人が立山参詣に訪れている。この他、同じく上松宿から、田口屋加兵衛門(掲載番号089)と清水屋伴助(掲載番号090)も立山に参詣に訪れており(立山に訪れた年次は不明である)、特に清水屋については、檀那帳に「御媼参り」と注記が見られる。



写真2の② 観音寺銅造地蔵菩薩 半跏坐像の蓮弁部分 のレブリカ (富山県立山博物館蔵)

写真2の① 小矢部市観音寺銅造 地蔵菩薩半跏坐像 (観音寺蔵)

第3表:小矢部市観音寺安置銅造地蔵菩薩半跏坐像に刻まれた同尊施主の所在村一覧

番号 寄進者所在地	寄進者数 (俗名)	寄進者数 江戸時代該当 現在該当県都市町科 (滅名) 国郡
001 概逆材 002 山口村		越後国甄城郡。新潟県系魚川市
002 山口村	3	越後国頭城郡 新潟県糸魚川市
003 上山村 004 大工屋敷村 005 和泉村	1	越後国頸城郡 新潟県糸魚川市
004 大工屋敷村	3	连後国知政部 新高県条作川市 连後国知政部 新高県条作川市 建後国知政部 新高県条作川市
005 和泉村	9	越後国頸城 腳 新泡県系魚川市
006 御前山村	2	越後国頸城郡 新髙県糸魚川市
007 水保村	16	越後同頭城市。新潟県系魚川市
008 栗介村	8	越後国頭城郡 新馬県条魚川市
009 来预况料	1	越後国頸城郡 新潟県系魚川市
010 点米村	7	越後国頸城郡。新潟県系魚川市
0111 66 平村	1	越後国頸城市 新潟県系魚川市
012 C. W. Sekt	5	越後国頸城郡 新潟県条魚川市
013 条位用作用用	3	越後国難城間 新潟県系魚川市
014 9512 44	3	Let assist an lett mit. Me act in the act mit des de in
015 500	3	越後因勁城那 新馬県西勁城郡龍生町 越後国勁城郡 新馬県西勁城郡龍生町
016 m 2-Et	11	The second and the me of all the me the littles of all
017 201111	9	18.5 (2) 10 20 mg (II) 40 (0) 50 (1) 10 mg (II) 16. 32 mg
014 38 (214	27	he so, the less half and the last the l
010 10 10 11		在後國的城市 所以共內的城市院全里 地名国的城市 所以共內的城市院全里 地名国的城市 所以共內的城市院全里 地名国的城市 所以共內的城市院全里 地名国的城市 所以共內的城市院全里 地名国的城市 所以共內的城市院全里 地名国的城市 所以共內的城市院全里
0.10 10.00	4	100   10   10   10   10   10   10   1
020 for 1 44	15	是"技术和概测"。所谓"关"。 (1)
020 本部村	8	现 (2 N 3 N 3 N 3 N 3 N 3 N 3 N 3 N 3 N 3 N
000 500	3	<b>建设国民政府</b> 新港県西城市電生
02.5 性)04	6	直接国知城市 好為以內到城市能生 直接国知城市 新為以內到城市能生 连接国知城市 新為以內到城市名立
003 上山村	2 9	是农国现象师 初為泉西東城都名立 <sup>1</sup>
025 10 71.51	91	建後回頭城郡 新潟県上越市
026 上今井中村	JI.	信濃因水內郡 長野県下水内部豊田村
027 F.H	1	「高濃国小県郡」長野県上田市
028 一本木村	3	8 信濃国安葉郡 長野県大町市
029 上一本木村 030 四山村	14	「信濃国安뤛郡」長野県大町市
030 四山村	10	信濃国安曼郡 長野県大町市
031 柿ノ木村	12 11 27	信濃国安强郡 長野県大町市
032 大町	[1]	信濃国安曼 敝 長野県大町市
033 松崎村	27	2 信濃国安餐郡 長野県大町市
034 常光寺村	9	信濃国安曼郡 長野県大町市
035 木船村	4	信濃国安曼郡 長野県大町市
036 須沼村	14	信濃国安曼郡 長野県大町市
037 请水村	8	信濃国安曇郡長野県大町市
038 第之内村	16	2 位濃国安量郡 長野県大町市
(30) 西山村 (33) 州少木村 (33) 州少木村 (33) 州沙木村 (33) 松縣村 (34) 常光身村 (35) 紫澄村 (35) 紫澄村 (36) 紫澄村 (37) 清大村 (38) 第大内村 (38) 第大内村 (39) 周田村 (40) 常根原村 (41) 常根原村 (42) 松桐村	6	信濃国安曇郡 長野県大町市
040 富本村	5	信濃国安曼郡 長野島大町市
041 竹根原村	1.0	信濃固安量那 長野県大町市
042 松油村	.11	信濃国安曼郡 長野県北安曇郡八坂
043 松川村 044 神戸村 045 板取村	28	19 信護国安學郡 長野県北安曇郡松川
044 神戸村	28 10	8 信濃因安葉郡 長野県北安曇郡松川
045 松坝村	36	22 信濃国安曼郡 長野県北安曼郡松川
046 創野村	34	34 信濃国安健郡 長野県北安曇郡松川
047 1EFFF	15	信護国安於即長野県北安島西州田
048 中之鄉村	15	位德国安曼斯 長野県北安島西部田
049 + H de HULL	2	【《韓国安曼·朗·尼斯巴北安曼·朗纳·印
049 十日市均村 050 松山村	1	信德国安曼斯 長野県北安島西州田
051 流沢村	23	57 信濃国安榮郡 長野県北安曇郡池田
052 於田兒村	24	(海田安曼斯 12年以北京島地南田)
053 内縣村	3	(透图安局图 長期以北京島門新田)
	7	□
055 北山村	1	「
054 池田町 055 地之村 055 地之内村 057 地之内村 057 地村 058 新春木 058 新春木 069 青春 060 青春 061 歌 062 天 063 天 064 日 065 新春村 065 新春村 065 新春村 065 新春村	13	( )
057 牧村	5	上海山北海州 以开始北英溪都港南
058 新屋村	4	[17] [17] [17] [17] [17] [17] [17] [17]
050 0 4 2 1144	3	[1] 提出 文光 (III) 及 对 旅 (II) 女 聚 (III) 数 (II) 数 (III) 数
059 青木花見村	2	新版国女楽師   東野原国女祭師標前
060 青木新田村	1	行展内女翼师 坎汀県南女翼郡楊尚 行護周安島間 (1881年5年8年8年8年8年8年8年8年8年8年8年8年8年8年8年8年8年8
061 無島村	17	<b>一                                    </b>
062 等々力村 063 矢原村	23	
003 大原村	1.0	<b>拉展用发紫洲 基對原用安徽那樓高</b>
064 白金村	3	每歲因女業那 技對県的安葉郡總高
065 以権村	- 4	信濃国安葉冊 長野県南安堡郡穂高
	5	信濃国安强郡 長野県南安吳郡穂高
067 剪新田村	3	后濃国安集郡 長野県南安葉郡穂高
068 上押野村	14	信濃国安強郡 長野県東筑摩郡明科
069 下押野村	U.	信濃国安裝那長野県東筑摩郡明科
070 共(川原村	5	「信濃国安曼郡」長野県東筑摩郡明科
071 下圳金村	1.8	100   10
072 田多井村	7	「信濃国安曼郡 長野県南安曼郡和金)
073 )/(0)	8	I stable part of a recent of the control of the second bear of

#### 第3表(続き)

619	奇亚者所在地	奇並者数 (俗名)	奇進者数 (戒名)	71.10	時代該当	現在該当県都市町村
074	下城村	3	109397	(50)	() [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []	長野馬南安哥那期令村
mer	14.0 K.E.	7		1 32	DKI 1/2 444 7HS	長期的成立各個別面合具
076	岩原村	2		1 - 10	LITTE EN HOT	全成的 从全点 那 祝 太主
077	A. III E.		140	1 7 100	tal et a fat not	TO BE OUT A STORY OF THE ART AND
0770	版此上下下南北野二花北小市 田倉中市長小小沢木見条電供 村村宣音尼介台村村村村 市場市村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村村	16	148	10.00	N X 32 (III)	<b>支票原用文票便以付</b>
018	HE TON	2		10.00	刘女学即	長對景的安然那段科科
079	上甲宣列	9		信濃	国安徽师	長野県南安堡郡三郷本
080	下中党村	18	S	信源	国安曼那	長野県南安麓郡三郷村
081	下位尾村	6		1. 13	国安县加	長野島南安曼那三郷村
082	南小仓村	12	-	13.30	1617: 44 /110	長時間动物な砂배三維料
0.6.3	It discrete	35		1 30	司徒 音 服	12 明 日 人 小 日 明 二 40 十
000	HC-CCI ++		-	111 000	In Section	区域的大会员和二种企
084	TINA	1.7	-	J. J. Me	四久等侧	<b>以對於用文質那二种生</b>
085	二木石	12 2 6		近線	国安曼們	技野県的安健郡三郡和
086	花见村	2		信濃	国安曇郡	長野県南安曇郡梓川村
087	北条村	6		(1150)	国活动别	長野県南安福加松川村
088	1.254	24		12.19	181 (A 42 181)	長期到時間高少量期間較用其
0.80	中塔村	11	_	1 5:00	14 da 24 m	<b>全成的</b> 法全意要提出
000	12001644			Jer Ork	131 2 51 00	及对象的 女孩 即转用车
090	广州彩村	1.4		10.00	N文型印	及實際則安徽即律用本
091	江田村	31		16.3度	国发觉即	長野県南安健郡採川和
092	丸田村	J.		信濃	因安曇郡	長野県南安曇郡梓川村
093	沿岡村	3		1.11	国安曼那	校野県南安曇郡韓川和
094	d; E	8		1.30	141 /2 4th 191	長期則而安學應該加美
095	中好有材料 中下充 九岩 有人 所 田 用 相 材 市 石 田 田 相 村 町 田 田 田 相 村 村 田 田 田 村 村 田 田 村 神 村 田 田 村 神 村 田 田 村 神 村 田 田 村 神 村 田 田 村 神 村 田 田 村 神 田 田 村 神 村 田 田 村 神 村 田 田 村 神 村 田 田 村 神 村 田 田 村 神 村 田 田 村 神 田 村 田 村 田 村 田 村 田 村 田 村 田 村 田 村	1	5	1-30	TATES NO THE	L. WELL IN CAN PRE ME TO AU F
000	le alt tru et		3	1 2 200	Leist on the	C. BC II) II CO III III III III
096	1.02 (1144	11		- 原聚	THE OF THE OW	<b>以以於不及戶便數出</b>
097	平数田村	20		Tri Mil	IND FEM	及實際果就摩那級田町
098	上波用村	1.6		1136	因知序期	長野県東筑摩那波田町
099	竹田村	3		13.82	国盆序顺	長野県東筑摩那山形林
100	下大池村	10		(8:0)	同台門別	位配信单数废席用形料
101	11 15 65	3		12.00	[11] TO 15 [11]	TO WELL OF SO, HE WELL IN IT IN E
102	di lingial EF	S	_	17:30	THE WAY WAS THE	TO BEST OF THE DRIVE OF THE ALL IN THE
103	1. 31 07 44	0		Transition (	DATE OF THE	汉耳尽来到压即则且生
103	小年初和田村	9 23		(1) the	DIN FE (II)	<b>大灯光木孔序师初旦</b> 4
104	下147元1194	23		1000	国风岸加	反對県東軍摩那朝日本
105	古見村	16		信濃	国宽摩那	長野県東筑摩那朝日本
106	針尾村	9		13.73	国首席問	校野県東鉄摩郡朝日村
107	联統領土ケ村	1		1 19	Tel 40' He JHS	IS HIS ILL OF STORES HIS DESAR &
108	<b>松木木町</b>	10	13	1500	DELET BY BEE THE	1. 10 to 10 Beach
100	A -A challe	10	4	1 alle	12123 We But	D. MC HI AN AN AL
109	公本中間	22	- 4	10.86	BUDI FIE UD	校对旅俗李里
110	松本版田町			In the	国政际加	政野県松本中
111	松不博另町	1.8	3	加源	国知岸师	長野県松本市
112	松本町	21		信濃	因筑岸間	長野県松本市
113	小柴村	3		1.773	国策席郡	長野県松本市
114	17 50 44	. 2		12.12	16170 195 700	長野県原本市
115	BO W. E.	2.4		12:13	TELL STATE AND	45.8610.10米市
116	Bul M. OF THE F.F.	9		1230	Track the By	<b>企业</b> 的 [6]
110	州水利田村	2 8		In allow	12/12/14-411	及打場位本用
117	MAT	8		100	国动作机	投對原位本用
118	到外回村	7		fri die	国知识即	及野原松木市
119	小局村	1		信源	国知序即	長野県松本市
119	,好下小小小大百分年获公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公公	2		13.99	因為於那	長野県松木市
121	北小松村	U		18:19	Tel 20 me mi	長野県松木市
199	hit let kit	1		( e 9%	Talles the mic	長原的水末市
122	cts & k			113.00	Tell Add to the	E MEDI 40 -4-15
100	中村町 村井日曽野村 村本 大小本太明村 村 大小本太明村 村 大小本太明村			10.00	10120	THE WAY
124	行开则		- 4	10.00	IN MIT IN	12.17 旅客车里
125	<b>人</b> 自村	5		11176	四四岸市	政對原現此市
126	小曾部村	13		信濃	内式库棚	<b>投野県塩灰市</b>
127	本洗馬村	7		6370	国筑路那	長野県塩灰市
128	太田村	1		100	同首性無	<b>松岭(0.80)</b> (1)
129	thi / that t	1.6		100	LETTO PE BY	E-196 (0. H) (1/2 e)
130	1+ 01; 16 F4	1.0	_	1 30	TELEST ME THE	12. WK B L H C L C L L
130	+ 0 41		-	111 66	14年1年11	DEST SENATION
131	上四条杆	3		Julia	河野岸市	汉对景观儿市
132	太州 大州 大川 大川 大川 大川 大川 大川 大川 大川 大川 大川	1		13.20	国风岸郡	及及技术及政党的分别,但是是是国际的人员的人员的人员的人员的人员的人员的人员的人员的人员的人员的人员的人员的人员的
133	茂田井村	13		信濃	因佐久那	長野県北佐久郡立科『
134	Trust	1		11.19	Let (p alk mil	心野以木竹郎林川县
135	WC JE Lit	6		1 30	TATEO DE PAR	LANGERY FAIR ON DREAMEN
196	E De Li		-	10:40	Ce1/16 III/ 00	TO ME OF LEVEL AND THE LEVEL AND THE PERSON OF THE PERSON
136	LC WILL	1		10.00	12177. 10 111	大江水 广泛 那 师 广保
137	杨杨村	3				不明
138	岩黑山村	12		不明	-	不明
139	及折宫下摘 岩 析 村 村 村 村 村 村 村 村 村 村 村 村 村 村 村 村 村 村	1		不明	1	不明
140	种田村	4		不明		不明
		ï		不明		不明
420.0	石口口村 帰属村名不明	7	1110	不明	-	不明
142						

- 凡例 一、本表は富山県小矢部市に所在する真言宗寺院の観音寺に安置されている銅造地蔵菩薩半跏坐像に刻まれた同尊施主の所在村やその江戸時代の該当国郡、現在の該当自治体市・町・村、各村ごとの施主数を示したものである。
  - 一. 各施主所在村ごとの施主数については、俗名で記載された施主と戒名で記載された施主を分けて示した。
  - 一. 本表の作成にあたっては、立山町史編纂室編「立山請来延命地蔵銘 小矢部市観音寺境内安置」 (1972年5月)の内容を活用させていただいた
  - 一、本表のなかで□印の箇所は文字が解読できなかった部分を示す。

# 

## 3.1 小矢部市観音寺に安置される銅造地蔵菩薩半跏坐像の概略

富山県小矢部市観音町に所在する真言宗観音寺の前庭に安置されている銅造地蔵菩薩 半跏坐像<sup>100</sup>(写真2の①)は、江戸時代までは芦崎寺園魔堂の前庭に安置されていたも のである<sup>111</sup>。それが、明治初年の神仏分離令にもとづく廃仏毀釈の影響を受け、まず、 小矢部市倶利伽羅に所在する長楽寺へ移遷された後、さらに明治5年(1872)、観音寺 に移遷され現在に至っている<sup>121</sup>。

この尊像については、その蓮華座蓮弁に刻まれた銘文<sup>13</sup> (写真2の②)から、芦峅寺 教蔵坊の衆徒照界が願主となり、文政8年(1825)7月に信州松本町立山講中から寄進 されたものであることがわかる。

さて、教蔵坊が江戸時代後期に信濃国で檀那場を形成し、毎年勧進布教活動に訪れていたことは他の史料からわかるが中、現在、同坊に関する檀那帳や廻檀日記帳などの史料が全く残っていないため、その実態は不明である。そこで、唯一の手がかりとして、この地蔵尊像に数多く刻まれている寄進者の所在地や人数を第3表にまとめてみた。なお、同表の作成にあたっては、立山町史編纂室編『立山請来 延命地蔵銘 小矢部市観音寺境内安置』「50の内容にもとづいた。

#### 3.2 銅造地蔵尊像の寄進者の分布状況

第3表を見ていくと、前掲資料集に記載された村数は約142村、俗名で記載された寄 進者の総数が1221人、戒名で記載された寄進者の総数が1458人である。

俗名の寄進者が比較的多く分布する村としては、新潟県糸魚川市の水保村(16人)、同県能生町の高倉村(15人)、長野県大町市の上一本木村(14人)・松崎(27人)・須沼(14人)・舘之内(16人)、同県松川村の松川村(28人)・板取村(36人)・細野(34人)、同県池田町の正科村(15人)・中之郷村(15人)・滝沢村(23人)・渋田見村(24人)、同県穂高町の狐島村(17人)・等々力村(23人)、同県明科町の押野村(25人)、同県堀金村の下堀金村(18人)、同県豊科村の飯田村(16人)、同県三郷村の中萱村(27人)・小倉村(47人)・野沢村(17人)、同県梓川村の小室村(24人)・下角影村(14人)・立田村(31人)、同県波田町の波田村(47人)、同県朝日村の下西洗馬村(23人)・古見村(16人)・同県松本市街地(72人)・堀米村(24人)、同県塩尻市の小曽

第4表:小矢部市観音寺安置銅造地蔵菩薩半跏坐像の銘文に見る同尊施主所在地の自治 体市町村別分布状況

番号	該当県郡市町村	村数	寄進者数 (俗名)	寄進者数 (戒名)
01	新潟県糸魚川市	13	60	C
02	新潟県西頸城郡能生町	10	52	0
03	新潟県西頸城郡名立町	1	2	0
04	新潟県上越市	1	9	0
05	長野県下水内郡豊田村	1	1	C
06	長野県上田市	1	1	C
07	長野県大町市	14	150	12
08	長野県北安曇郡八坂村	1	1	C
09	長野県北安曇郡松川村	4	108	83
10	長野県北安曇郡池田町	10	106	57
11	長野県南安曇郡穂高町	11	77	(
12	長野県南安曇郡堀金村	6	45	[
13	長野県南安曇郡豊科村	2	18	148
14	長野県南安曇郡三郷村	7	109	5
15	長野県南安曇郡梓川村	9	100	(
16	長野県東筑摩郡明科町	3	30	(
17	長野県東筑摩郡四賀村	1	1	(
18	長野県東筑摩郡波田町	3	47	
19	長野県東筑摩郡山形村	3	7	(
20	長野県東筑摩郡朝日村	5	65	
21	長野県東筑摩郡麻績村	1	1	(
22	長野県松本市	17	135	24
23	長野県塩尻市	8	47	
24	長野県北佐久郡立科町	1	13	
25	長野県木曽郡楢川村	1	1	
26		1	6	
27	長野県下伊那郡下條村	1	1	
28		5	21	
29	所在地未掲載	/	7	111
		141	1221	145

凡例 一、本表は第3表をもとに製作した。

部村(13人)・堀ノ内村(16人)、立科町の茂田井村(13人)などがあげられる。

さらに、第3表にもとづき、寄進者を現在の行政区(郡市町村)別に区分して第4表を作成したが、その内容を見ていくと、まず、新潟県糸魚川市が13村で60人(俗)、同県西頸城郡能生町が10村で52人(俗)、同県同郡名立町が1村で2人(俗)、同県上越市が1村で9人(俗)、以上、新潟県は小計25村で123人(俗)である。

次に、長野県大町市が14村で150人(俗)と12人(戒)、同県上田市が1村で1人(俗)、 同県松本市が17村で135人(俗)と24人(戒)、同県塩尻市が8村で47人(俗)、同県下水 内郡豊田村が1村で1人(俗)、同県北安曇郡池田町が10村で106人(俗)と57人(戒)、 同県同郡松川村が4村で108人(俗)と83人(戒)、同県同郡八坂村が1村で1人(俗)、同 県南安曇郡同郡穂高町が11村で77人(俗)、同県同郡堀金村が6村で45人(俗)と5人(戒)、同県同郡三郷村が7村で109人(俗)と5人(戒)、同県東筑摩郡明科町が3村で30 人(俗)、同県同郡朝日村が5村で65人(俗)、同県同郡麻績村が1村で1人(俗)、同県同郡波田町が3村で47人(俗)、同県同郡山形村が3村で7人(戒)、同県北佐久郡立科町が1村で13人(俗)、同県上伊那郡辰野町が1村で6人(俗)、同県下伊那郡下條が1村で1人(俗)、同県木曽郡楢川村が1村で1人(俗)、以上、長野県は小計111村で1070人(俗)と 339人(戒)である。その他、該当市町村不明が6村で28人(俗)と1119人(戒)である。

数値的だけでなく、視覚的にも寄進者所在村の分布状況を捉えるため、地図上の該当部にドットリングして第3図と第4図を作成した。それらの図を見ていくと、寄進者は、まず、新潟県糸魚川市の市内や同市を流れる海川に沿った各集落(新潟県道221号線に沿った各集落で真光寺・道平・御前山など)、同県能生町の能生川に沿った各集落(新潟県道246号線や新潟県道485号線に沿った各集落で槙・溝尾・須川・川詰など)に分布している。さらに、長野県大町から塩尻までの区間では、国道147号線(千国街道)に沿った各集落(大町・上一本木・須沼・板取・細野・等々力・矢原・中萱など)や長野県道51号線に沿った各集落(館之内・曽根原・渋田見・押野など)、松本市市街地(本町・中町・飯田町など)、同県道25号線に沿った各集落(牧村・岩原・田多井・小倉・小室・立田・波田・竹田など)、同県道315号線に沿った各集落(長尾・野沢・立田など)、同県道449号線に沿った各集落(竹田・大池・古見・小野沢など)、同県道292号線に沿った各集落(針尾・小野沢・大日など)、塩尻周辺の各集落(堀之内・西条など)などに分布している。

こうした分布状況を総体的に捉えると、教蔵坊の銅造地蔵尊像の寄進者は、北アルプスに沿って延びる千国街道を機輔として、大町から塩尻までの区間でやや広がった帯のようなかたちで分布していることがわかる。

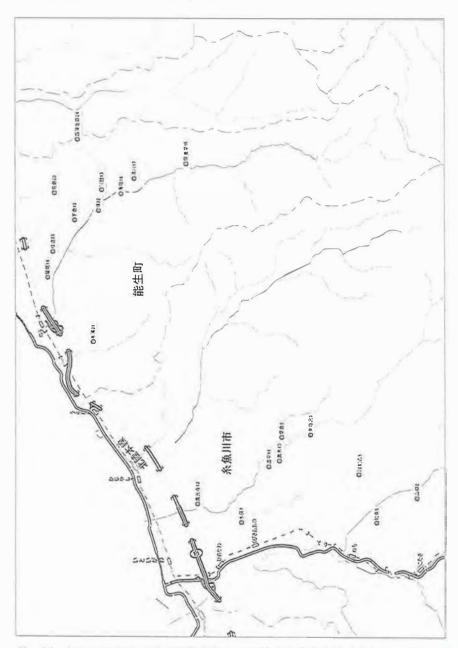
ところで、筆者は当初、銅造地蔵尊像の寄進者の分布状況は、檀那帳のように衆徒と 信徒の師檀関係を直接的に示した史料から導き出したものではないので、必ずしも、教 蔵坊の檀那場そのものを表しているとは言い切れないと考えていた。それに加え、信濃 国では教蔵坊以外に福泉坊や宝伝坊も檀那場を形成しており、これらの宿坊家の檀家が 教蔵坊への銅造地蔵草像の寄進を一大事業とみなし、同じ立山大権現の霊験を信仰する 同行として一連の寄進事業に協力した可能性もありえよう。もしそうであれば、寄進者 たちのなかには教蔵坊の檀家のみならず、福泉坊や宝伝坊の檀家も混在していることに なり、当然、寄進者の分布状況と福泉坊や宝伝坊の檀家の分布状況とのあいだには部分 的に重なりが見られなければならない。しかし、第2章で示した福泉坊の檀那場と本章 で示した銅造地蔵尊像の寄進者の分布状況は、松本の青島村・北小松村・上竹田村・下 竹田村の4村が重なっているものの、総体的にはほとんど重ならなかった。それゆえ、 まず、福泉坊の檀家は教蔵坊への銅造地蔵尊像の寄進にはほとんど関わっていなかった ことがわかる。一方、宝伝坊の檀家はどうか。後章で詳述するが、宝伝坊は長野県の小 谷村あたりに檀那場を形成していたと推測される。この地域を含む糸魚川から大町まで の区間は教蔵坊の布教圏の空白域となっており、このあいだに宝伝坊が檀那場を形成し ていた可能性は極めて高い。宝伝坊も福泉坊と同様に、教蔵坊とは檀那場の境界線を定 めていたと考えられる。以上の条件から推論を整理して述べると、本章で示した教蔵坊 への銅造地蔵尊像の寄進者の分布状況は、概ね教蔵坊の檀家の分布状況と合致し、すな わち教蔵坊の「檀那場」そのものを示していると考えられる。

なお、教蔵坊衆徒がこうした檀那場での廻檀配札活動でとった経路は、第3図と第4 図に見られる寄進者の分布状況から推測すると、糸魚川市→能生町→大町市→八坂村→ 松川村→池田町→明科町→穂高町→豊科町→堀金町→三郷村→梓川村→松本市→波田町 →山形村→朝日村→塩尻市→楢川村→辰野町であったことがわかる。

## 3.3 立山禅定登山の帰路に病死した教蔵坊の信濃国の信徒

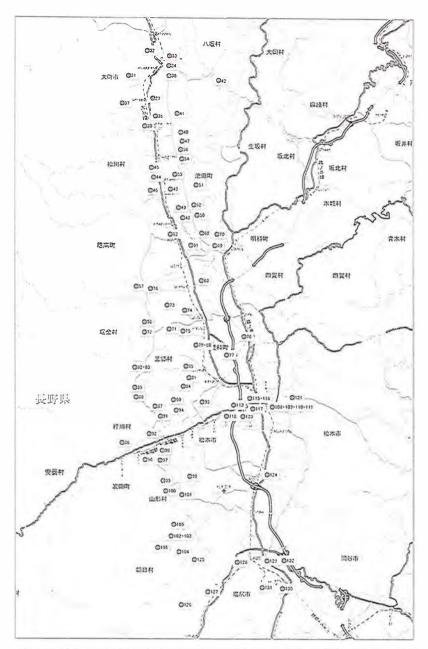
芦峅寺一山会所蔵の古記録のなかに、教蔵坊が越後国糸魚川や信濃国上諏訪郡の村々で檀那場を形成していたことを示す史料が見られる。すなわち、教蔵坊が檀那場を形成していた信濃国と越後国から4人の信徒が立山を訪れ、禅定登山を行ったが、その帰路(嘉永2年6月28日)、信徒のひとり新右衛門が持病により病死した。そこで、同行の他の信徒が、亡くなった新右衛門について、郷里に納骨するため、芦峅寺一山の山法にもとづいての土葬ではなく、火葬を願い出たといった内容のものである16。

この史料には信徒の出身地として信濃国上諏訪郡神戸村と同国同郡文出村、越後国糸



第3図:観音寺安置銅造地蔵菩薩半跏坐像の施主の分布状況(糸魚川・能生の地域)

- 凡例 一. 本図は昭文社の地図情報データベースソフト 『スーパーマップル・デジタル2 (東日本)』を使用して作図した。
  - 一. ●印とその右横に記載された地名は施主所在村の分布を示す。
  - 一. ●印と各地名の右横に記載された番号は第3表の寄進者(施
    - 主) 所在地村の番号と符合している。



第4図:観音寺安置銅造地蔵菩薩半跏坐像の施主の分布状況(大町〜松本〜塩尻の地域) 凡例 一、本図は昭文社の地図情報データベースソフト『スーパーマップル・デジ

タル2(東日本)」を使用して作図した。

一. ●印の右横に記載された番号は第3表の寄進者(施主)所在地村の番号 と符合している。 魚川が記載されている。そして、神戸村の信徒は在家者であったが、文出村の信徒は極 楽寺、糸魚川の信徒は法教寺で、いずれも寺院関係者であった。

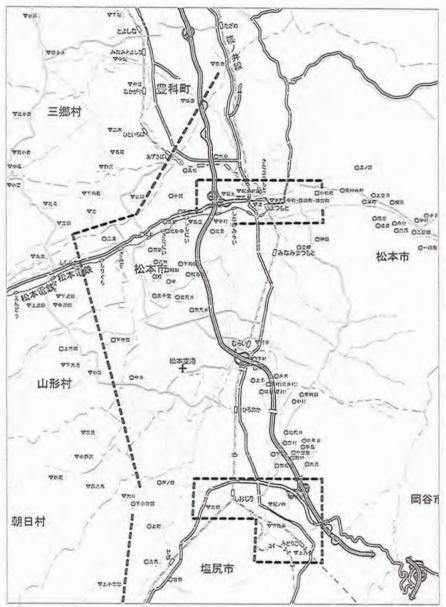
## 4 松本盆地に形成された福泉坊と教蔵坊の檀那場の入り組み状況

福泉坊と教蔵坊の布教線が行き当たる松本の城下町及びその周辺地域の状況について、前掲の第1図と第4図の松本周辺のデータを重ね合わせ、局地図として第5図を作成した。図中にふられている●印は福泉坊の檀家が所在する村を示している。同じく▼印は教蔵坊の檀家が所在する村を示している。同じく■印は福泉坊と教蔵坊の檀家が混在する村を示している。以下、第5図にもとづきながら、福泉坊と教蔵坊の檀那場の入り組み状況について検討を試みたい。

第5図を見ていくと、梓川を境界として、梓川下流右岸の扇状地上の平坦地に位置する北中から三溝に至る村々には福泉坊の檀家が分布する。一方、梓川を境界として、梓川下流左岸の熊倉や飯田、岩岡、下立田、丸田には教蔵坊の檀家が分布する。なお、第5図では梓川に沿って点線を施しているが、この線がそれぞれの宿坊家の檀那場の境界である。ただし、同じく図中に点線で囲んだ松本の城下町は飛び地のようにも見えるが、教蔵坊の檀那場であったようだ。そのため、福泉坊は入り込めず、これを取り巻くように、城下町の酉側の地域の里山辺や入山辺の村々、あるいは、松本の城下町の南側の並柳村などの地域に檀那場を形成している。その他、広丘吉田・北熊井あたりは福泉坊の檀那場であり、一方、図中、点線で囲んだ西条のあたりは教蔵坊の檀那場であった。松本盆地の南西部の山緑にあたる波田や下大池・古見・西洗馬・小野沢・上小曽部・下小曽部は教蔵坊の檀那場であった。一方、中山道に沿った洗馬・牧野・日出塩には福泉坊の檀那場であった。なお、上竹田村・下竹田村の2村は両宿坊が入り組み配札を行い檀那場が重なっていたと思われるが、第5図において下立田から竹田、さらに図中に施した境界線で檀那場が区分されていたことがわかる。

檀那場が重なっていたと思われる村は、松本の青島村・北小松村・前述の上竹田村・下竹田村の4村である。さらに、総体的に見ていくと、松本の城下町及びその周辺の状況については、松本の城下町については教蔵坊が檀家を比較的多く抱えており、福泉坊はほとんど勧進布教に入り込んでいないようである。ただし、例外として北小松村については、福泉坊が檀家2軒、教蔵坊が地蔵尊施主11人で、人数からすると全く問題はないのであろうが、形の上では一応入り組み配札となっているようである。

さて、以上の内容が示すとおり、松本の城下町及びその周辺地域の実態を局部的に見



第5回:信濃国松本・塩尻の地域における教蔵坊と福泉坊の檀那場の入り組み状況

- 凡例 一、本図は昭文社の地図情報データベースソフト「スーパーマップル・デジタル 2 (東日本)」を使用して作図した。
  - 一、▼印とその右横に記載された地名は芦崎寺教蔵坊の檀家所在村の分布を示す。
  - 一. ●印とその右横に記載された地名は芦峅寺福泉坊の檀家所在村の分布を示す。
  - 一・■印とその右横に記載された地名は芦峅寺教蔵坊と芦峅寺福泉坊の両者の檀家が所在している 村々の分布を示す。
  - 一. ……は声瞬寺教蔵坊と声解寺福泉坊の互いの勧進布教活動地域の境界線を示す。



写真3の① 旧蔵宿坊家不明の明治15年の立山講社檀那帳〔表紙〕(芦峅寺雄山神社蔵)



写真3の② 旧蔵宿坊家不明の明治15年の立山講社擅那帳〔部分〕(芦峅寺雄山神社蔵)

富山県 [立山博物館] 研究紀要 第8号 2001年3月

ると、信濃国で檀那場を形成していた福泉坊と教蔵坊は、互いに檀那場が入り組まないように留意<sup>(2)</sup> していたことがわかる。

さらに、こうした松本の城下町及びその周辺地域の檀那場の分布状況から檀那場の形成過程を推測すると、まず、千国街道に沿って檀那場を形成してきた教蔵坊の方が、福泉坊よりも早い段階から檀那場を開拓してきたものと思われる。教蔵坊が福泉坊より先に千国街道に沿って檀那場を開拓し、配札による収益が期待できる松本の城下町などの市街地にも檀那場を形成した。その後、福泉坊が美濃国・尾張国での廻檀配札活動を中核活動としながらも、さらに新規の檀那場の開拓を目指して、中山道を名古屋方面から松本方面に向かって布教線を延ばして行くのだが、その際、松本周辺に近づくと教蔵坊の既存の檀那場を避けるように、その合間を縫って、松本の城下町の市街地などではなく、それを取り囲むように周辺部の里山辺や入山辺に檀那場を形成したものと推測される。

# 5 宿坊家不明の明治15年の立山講社檀那帳に見る信濃国の檀那場

#### 5.1 檀那帳の書誌

写真 3 (①・②) の檀那帳は芦峅寺雄山神社に所蔵されている。形態は横帳で法量は縦12.1cm×横17.8cmである。表題として「立山講社 □ 明治十五年二月□ 」と記されており、この檀那帳が明治15年(1882)2月に、当時の立山護社®の活動のよう。 - "

## 5.2 檀那帳の内容のデータベース化と分析

## 5.2.1 檀那場が形成された地域と規模

檀那帳における表記の一例として写真3の②を見ていきたい。

長ノ県下信濃国更級郡

川中嶋ノ内四ツ屋ノ内中嶋村

四十六番邸 宿

山本直左衛門 印

同五十番邸

飯嶋久左衛門 印

同五十二番邸

野本杢右衛門 印

長男與一

上氷鉋野村ノ内橋場

宿 九十八番邸

中山恒治 印

上氷鉋野村ノ内荒屋組

三十番邸

札々宿 与フ事

松橋彦右衛門 印

同村二十番邸 宿

一 松橋卯市 印

同上村

十番邸

九田愛吉 印

八番地

九田彦助 印

このように、檀那帳にはいずれの丁にもほぼ同様に、檀家の住所や信徒名、定宿であるか否か、認印などが記載されている。

植那帳の表記法は全体的にほぼこのようなものであるが、全丁にわたって翻刻文を掲

載することはできないので、檀那帳に記載された全信徒を対象として、掲載順にその居住地及び現在の該当行政区、明治9年(1876)の該当行政区、定宿であるか否か、立山参詣の有無、信徒職種(記載があるものだけ)などの情報に関するデータベース表を作成し、第5表として示した。同表にもとづいて檀那帳の内容を見ていくと、まず、檀那帳に記載された信徒総数は493人である。宿数は76軒であるが、それ以外に宿所や休憩所を示すと思われる記載として、「泊まり」の用語の表記が8軒、「休泊」の用語の表記が12軒、「休」の用語の表記が9軒見られる。

第6表は第5表にもとづき、信徒の居住地を村単位で集約し、その人数、定宿数、現在の該当行政区(郡市町村)、明治9年(1876)の該当行政区(県郡)などを提示したものである。同表にもとづいて檀那帳の内容を見ていくと、信徒の居住地(配札地)として記載された村数は159村である。また、1村あたりの信徒数が10人以上の村をあげると、長野県長野市の上氷鉋野村(20人・宿3軒)・保科村(23人・宿3軒)、同県更埴市の船山村の内寂蒔村(10人)、同県塩尻市の小曽部村の内長橋(12人・4軒)、同県小諸市の和田村(13人)・埼玉県妻沼村の上根村(10人・宿2軒)、同県熊谷市の玉井村(16人・1軒)などで数えるほどしかない。

第7表は、前掲の493人の居住地(衆徒の配札地)を対象として、現在の行政区別(県市町村別)の村数と信徒数・宿数を示したものである。まず、県別で見ていくと、富山県は村数3村・信徒数3人・宿数1軒、新潟県は村数14村・信徒数23人・宿数4軒、長野県が村数56村・信徒数240人で宿数37軒、群馬県は村数29村・信徒数76人・宿数14軒、埼玉県は村数52村・信徒数132人・宿数19軒、東京都は村数5村・信徒数19人・宿数1軒となっている。次に、信徒数が10人以上の市町村をあげると、富山県や新潟県には見られず、長野県では長野市が村数24村・信徒数139人・宿数22軒、更埴市が村数4村・信徒数15人・宿数0軒、塩尻市が村数3村・信徒数21人・宿数5軒、小諸市が村数3村・信徒数15人・宿数0軒、群馬県では松井田町が村数7村・信徒数14人・宿数3軒、安中市が村数6村・信徒数17人・宿数3軒、埼玉県では熊谷市が村数17村・信徒数54人・宿数8軒、深谷市が村数7村・信徒数13人・宿数3軒、麦沼村が村数3村・信徒数12人・宿数2軒、川本町が村数4村・信徒数12人・宿数2軒、川本町が村数4村・信徒数12人・宿数0軒、江南村が村数3村・信徒数10人・宿数1軒、東京都では北区が村数3村・信徒数10人・宿数1軒、東京都では北区が村数3村・信徒数10人・宿数1軒、東京都では北区が村数3村・信徒数10人・宿数1軒、東京都では北区が村数3村・信徒数10人・宿数1軒、東京都で

さて、配札地は5県(富山県・新潟県・長野県・群馬県・埼玉県)1都(東京都)の 広域にまたがって分布するが、先述のとおり、各市町村別に見ていくと1村につき信徒 数が10人以上の村は数えるほどしかない。このような実態は先行研究で指摘されてきた 檀那場に対するイメージと大きな異なりを見せている。すなわち、1国を1宿坊家が担

第5表:芦峅寺宿坊家(宿坊名不明)が関東甲信越で形成した檀那場の実態(明治15年)

	EEEE			「大道学は「大道学者 「大道学は「大道学者 「大道学は「大道学者	064 九田次公 064 九田次50 066 九田次大郎
	次学の対象等	XXX XXX XXX	30 45 00 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	で大名字はの内 名は9xほど で大名字はの内 名字 1130 年長	PAR SE
	9 45	KSFrb	d chatter 2	東京 MONGALAN MONTHALI	班本生左衛
	公外以近天在	194835	1 09H240 h	川中地の村 いっとのい	058 鐵地學左衛門
	169FIELE 表面	WARM	1 1 9年分364 5	川中島の村 いつどの州 中国村後	四個母別本山 180
	经野県上水内市	16364	N 930089 1	WE'S HO CHA'ES HA	कर्त्र प्राथमधानाम १९०
	1595以上木内加	19463	ON WHIRE I	が成され(はな社)の	四級田田 850
	经财政上水内部	19483E	内 差出活。	WE H (T. H) ON	051 青木竹次郎
	100	<b>发展力</b>	by regulated to	文型字段 久型字符(加字书)の内	
	55	から 数中 で		を発見の町 (1970)	を見る
	対におきの	20日に 大田川		F A S S S S S S S S S S S S S S S S S S	94 日田東文大宗
	20	三金米司亦并田門		近八分(整理) 155 新年	(4) (4)
	等	##		在20 表外系 811.15音前	044 水田水一町(大田町)
日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日		北佐久郡北井沢町		出分製名品店	041. 加展助表集門
印版に「信用協 人群小諸町 第 人群小諸町 第 課信日本席 上 田で数次」とあ	大学院的成果	7.RH		下出版可S19 新地	029 もつつやけば数
母親に「原代学 等代字 - 本思知 位第三、 からべ	た。特別の名字は	20 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 0	COSTIN	据例出图(6 先子 3 月 四里在 居代學和3667度	
	《大文文文文》 《大文文文文》 《中文文》 《中文文》 《大大大大大 《大大大大大大 《大文文》 《大大大大大大大大大大大大大大	ななだって大名の をできたな記述がある。 というとなり、 は、 ななとなり、 ななとなり、 ななとなり、 ななとなり、 ななとなり、 ななとなり、 ななとなり、 ななとなり、 ななとなり、 ななとなり、 ななとなり、 ななとなり、 なななり、 なななない。 なななない。 なななない。 ななななない。 ななななない。 なななななない。 ななななななない。 なななななななな			三 法 大会三年村寮団 会三大成長 今三大成長 のはそれ寛団(ならや
印度に「抗議定 60 内田県」と ある。	文章 50 下来还是 文章 50 下来还是 文章 50 下来还是			中国第109年间 中国第109年间 中国第109年间	CWHI
	等。 1000000 100000 100000 100000 100000 100000 100000 10000 10000 10000 10000 10000 10000 10000 10000 10000 10000 10000 10000 100	を発展を表現している。 ・ 日本の展開を表現している。 ・ 日本の展開を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を		三	の の の の の の の の の の の の の の
	等 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	Kririo FARA		成田下小町(1 海湖 成田下小町(1 海湖 成田町町)	1111
	等	1000年 1000年 1000年		在光过多年期 在光过多年1896年 在五十十年166年期 在五世四日日春刊	100
	が15年前日報) 6月末 「第日報 (G) 第15年第日報 (G)	TAB	-	中列和)	和是元祖等
426 (3-5)	施成员共通及员 在三乘下第四县(2) 市三乘下第四县(2)	代表の一般には、		三是大公司的制 二十十二十二十二十二十二十二十二二十二二十二二十二十二十二十二十二十二十二十	2 日本
Water 1991	定成员中居城市 定成员中居城市 定成员中居城市		+	を表れ	八村七成第 院川三千郎 (成川和)所 67年(2)
0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.0				111/2/55 31/2/5/5/5/5/5/5/5/5/5/5/5/5/5/5/5/5/5/5/	(東京大 中国大 中国大 中国大 中国大 中国大 中国大 中国大 中国
福水	が は が の が の が の が の が の が の が の が の の の の の の の の の の の の の	日本の場合の派の市町中	2 人类 所 和 保护	版口编旧村	据数据 1.200 100 以下图 1.200

# 第5表 (その2)

技術版   大明   大郎   大郎   大郎   大郎   大郎   大郎   大郎	原住地(化札地)	人数	tri .	直採	EL I	大 现在	の数当地町社	100 mg 9 4.0	の成当国都	備多
068 大日方松柏·姬義方	上水絶野村の内 横切151番摩	2	1			1296		长好规单	E 415	
069 松斯孝之10	上來絶野村の内 荒屋和23番地					長野	1	長野県更	<b>化</b> 市	
070 松橋里は樹	上 火地野村の内 点屋和22番地		-	-	-	及所/ 按师/	i	支野県東海 長野県東	及都.	
073 松橋東次郎	上来絶野村の内 金屋別21番地		-	-	-	12.86		12/04/07/04	15 m	
073 新井思太郎	上來絶野村の内 荒屋組31番地					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(	長野県東 長野県東	<b>美市</b>	
074 四角係左衛門	上水絶野村の内 荒屋祖27番地	-		-		14野 14野	C.	国际特别更多	後郡	
07a 374 A (E.S.	上次絶野村の内 元屋組24番地	- 1	-	-	-	12.00	1	大野県 史神	15.00	
077 K M 36th	上来的16年100月 美区和30条地	-		-	+	技野! 技野!		長野田 中国	6 mg	
078 東福寺文右衛門	上水絶野村の内 荒屋割26番地	1				E VF		長野県東	長郡	
079 松橋七億	上水絶野村の内 荒屋和18番地	1				<b>技術</b>	j.	<b>野社市</b>	及那	
080 安那政右衛門	大塚村の内 北嶋村150番地		-	-	-	表形)		長野県更	<b>大郎</b>	
083 C 00 duist %	大塚村の内北朝村は近年		-	-	-	10.06	1	12.9401.07	E mr	
083 500000	大気村の内 北嶋村30番地	1		-		LANG.	1	長野県東	S-165	
084 (P 4 % )	大塚村の内 北嶋村87番地	1				3416	1	長野県更	<b>炎你</b>	
085 77 F MEM	大塚村の内 北嶋村81番地					技術 技術	1	经基础市	表形	
186 名下外之(0)	大塚村の内 北朝村71番地	- 1	-	-	-	支野!	1	(交对原) (P.)	位 社 (88	
088 3E/\$4696	WHITE BINE	1	-			1000	1	TATEUL IN	OF EAST	
089 山崎東京代告	保存材 町組12番地	1				15771	1	長野県 上海	K.J. /6	
090 上伏ちよ	保持柱 顺旭	1				長野		接所當下	6.柱廊	-
091 季村高六四	(\$4)+4f #[2]  (\$7) [4+ #[2]	1	-	-	-	12.00	1	STERN E	<b>佐井郡</b>	-
093 E4826 60E	<b>校科社 町間</b>		-		-	技術 技術 技術 技術 技術 技術 技術	-	GFFR DE STEPRE D	新年度	
094 地景系統	CREEKE WINL	1		-		E-Wr	1	長野県上	新年間	=
095 全年級太	保存托斯組					15 TF	1	是好似上,	6井郡	
096 小宮山伊太郎	送付はの内 英場	-1		-	-	12.35		大野県上	沙井伽	
098 (15%) (15% (25%))	保料社の内が地	-		-	-	15.86) 45.86)	9	TOTAL P	OC SERVICE	
099 坂口富之助	保料料の内次巻					15.86		LETTUR E	6年66	
100 期重た協門	保料材の内 在家133番原					技術 技術:	í	BONE FOR	布井那	
100 北野平治郎	保料料の内任家		_		-	大野)	Y	及野県上	6件部	Chief - TETH N
	原住地(配札地)  今世月の内 第下組 上水地野日の内 第二日 5 高度 上水地野日の内 第二日 5 高度 上水地野日の内 高川 3 日 5 高度 上水地野日の内 高川 3 5 高度 上水地野日の内 第1 日 5 高度 上水地野日の内 第1 日 5 高度 上水田の内 1 1 日 5 高度 上北田の内 2 1 日 1 日 6 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5	1	1		1	16 MF	D			印鑑に「信州高 井部保科村 煙 草店」とある。
103 竹木左平太	保料社の内 補助組279番地	1		11		369F1	j .	長野県上, 長野県上, 長野県上, 長野県上, 長野県上, 長野県上, 長野県上, 長野県上, 長野県上,	<b>公</b> 菲那	The Colds
10小竹内鱼拉	保料日の内高岡	1				長野r 長野r		支持以上	商井郡	
105 上沢以一	保付付の内 高岡	1			-	長野	i .	長野県上	6井郡	
100 上次各有编门	株村村の内	-		-	-	技術 技術	-	大野県 L	6.共和	
108上級使者動門	保料料の内高層				-	15-95	h	長野県上	M##	
109 井上小太郎	保料料の内目カケ					· 技野	í	接野県上	高井郡	
110 小林弥右锁門	小嶋田村の内田中	-	1		-	長野!	i	長野県更	<b>必</b> 那	
102 竹木左平太   104 竹木左平太   105 上京点   105 上京点   106 上京点大   107 上京点大   108 上下大驾   108 上下大驾   108 小子大驾   108 小子大驾	保料の内 補助項行為後 保料の内 高級 保料の内 高級 保料の内 高級 保料の内 高級 保料の内 高級 保料の内 高級 保料の内 高級 保料の内 高級 保料の内 高級 保料の内 田中 小嶋田村の内 田中 小嶋田村の内 田中	1	-	-	+	· 技術		技野県更	校都	
13 次下额右锁門 14 小林佐川 15 南大大师 (长克) 15 南大大师 (长克) 17 中共成 17 中共成 18 中共成 19 印明于在时间 12 四明五右前門	小嶋田村 北村祖100条地 小嶋田村 北村祖13番地 小嶋田村 北村祖13番地 江田大本 赤大は20別マ 小嶋田村 北村祖 小嶋田村 北村祖 小嶋田村 北村祖 小県田村 東村祖 小県田村 東村祖 小県田村 東村祖 小県田村 東村祖 今里村13番地 今里村198番地				+	長野		長野県更	极能	
114 小林佐市	小眼田科 北村祖知衛地	-	-	-	-	10.77	12	154400 0	15 mg	
115 情水文工体 (12百)	在重要は 強素以大の知る	1	-1	-	-	Leff of	5	是野県東	18 800	
117 中村造蔵	小嶋田村 北村和	1		- 1	-	1486	li .	BENEWLY!	28	
118 中村福蘇	小項田村 北村組	- 1				140461	1	TOTAL ME	被那	
119 山田行左衛門	少於原村 史則	1	1	-		長野	1	長野県東 長野県東 長野県東 長野県東	校郎	
120 四田唐石田門	小松原村 近祖	1	-	-		技術		12 0 E H / 10 / 10 / 10 / 10 / 10 / 10 / 10 /	665 Mg	-
122 町田角右衛門(党太郎	今里村198番地	1	1		1	袋虾	i	長野県史	Res.	
122 Hiller by (f) 12 Hiller by (f) 12 Hiller by (f) 12 Hiller by (f) 13 Hiller by (f) 14 Hiller by (f) 15 Hiller by (f) 16 Hiller by (f) 17 Hiller by (f) 18 Hi	今里科126番地	-	-	-	+	松野	li .	我和你还	15/16 15/16	
124 महिनानित	今里村196時地					(2) (2) (4)	1	拉鞋带鱼	級群	
125 北海東山	<b>文型柱</b>				_	長野	di .	Towns of	政准	
180 安徽公平立	Sterroth Midness w	1		-	-	129年	2	10年の中	松市	
(28 (5(6)) 9(6)	今非村の内 新見225番曲	1	-	-	+	15.86	i		No. Miles	
(29 千万年七	今非本村164番地					技術	1	長野県東	被那	
130 排水精之助	<b>全共空村98番地</b>	1				技野 技野 技野	1	LATER VI	松型	
131 商本文价(五之助)	プサル村97番地 人住を14700×6地	1		-	-	長野	li .	十段時間 東	11) No.	
133 (以上()) (()(少()()	今年末村107番地	1	1		-	長野	12	長野県中	ile mi	
134 下野植右衛門 (元次)	今井本村(新光地		-1			長野	li .	長界県東	校师	
135 千野飲五郎(友次)	今井本村122番地		- 1			15.25	ф	長點県更	被揮	alcio.
136 全度度太郎	今并本村153指地	- 1			-	技野 長野		長野県東	松郎	-
136 条於慶大郎 137 平海前線(旬内) 138 所水田和	今ははの水 北京は176世	1	-	-		Legif	ds.	<b>经验证</b>	# (目) (4) (E)	Bible Turcher
	今里村196番地 ・ 1919 新規 2015番地 ・ 1917									印鑑に「川中地 北原町 株町屋 」とある。
139 宮崎及人 140 山崎藤作	今井村の内 北原村(希地 今井村の内 北原村(8名地 今井村の内 北原村(8名地 戸部村の内 中村刊(19名地 戸部村の内 中村刊(19名地 戸部町村(15名地 内前	- 1		-	-	15 ME	0	長野県東 長野県東 長野県東 長野県東 長野県東	Mを加 Mを加	
140 山崎康作 141 山崎康代 143 小林大太郎 143 馬馬斯十郎 144 小泉東右衛門 145 「川龍府	今年日の四 北原日87番地	1				12.9F	i	長野県東	<b>操那</b>	
132 小林大太郎	戸原付の内 中村祖口9番地					15年	di-	長野県東	校郎	1
143 原果作用	一片原即日日145番地 寺前	1		-	-	長野	di .	長野県東	·校园。	
148 大川倉原	1011012-14-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-		-		-	12.04		145/14/0.10	100 MC	
146 中国作的	的原料72新地				-	15.86	n .	152950.00	15 OF	
14年的人重有物門	布施高田村115					技術 技術 技術 大学 大学	1	技野県更	校開	
148 四根川政治	小原高田村118	-		-		189		上线野果果	松厚	
(19 (分析)) 利平太	A LACOULTON DIBINIES & ME		- 1	-	-	12.00	di .	上於野県東	W. B.	-
14 小火火火   15   小原北   15   小原北   15   小原北   14   火人原北   15   八原北   16   八月   17   八月   17   八月   18   18   18   18   18   18   18   18	戸部別行(5番地 寺前 南原石(5番地) 南原石(5番地) 南原石(5番地) 布施高田村(15 布施高田村(15 布施高田村(15 布施高田村(15) 布施高田村(15) 布施高田村(15) 布施高田村(15) 布施高田村の内 西州田原(5番地) 布施高田村の内 西州田県(5番地) 布施高田村の内 五尺田祖(19天市)					上野 上野	i i	於野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野	Ports.	
				_	-			THE WAR SHE AND	FIL AND	
15年8入半左斯門	上作他於田村の内」五尺田和野番地	d			-	15.95		お野県東	100 m	

第5表 (その3)

	不是是 不是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是	14 H		を表現している。 を表現している。 か主義(公主士)とのは か主義(公主士)とのは か主義(公主士)とのは できた。 できたた。 できたた。 できたた。 できた。 できた。 できた。 できた。 できた。 できた。 、 できた。 できた。	2. 水水医水水 2. 水水医水水 2. 水水医水水 2. 水水水 3. 水水水 3. 水水
	本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本本			名の人生を見れている。	
	大学是2年 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学	主主		多数米里也 多数米里也20新期 多数米里也20新期	
1000	经新规则报告	Katib	-	信田村大学田沢村の内 小田原川	大田顷层南門
M972249)16H	<b>以野职史被尊</b>	KWh	-	が田村大学田沢田の外 小田原は	209 高野泉左衛門
	10000000000000000000000000000000000000	119835	_	に田村大学田沢村の内 小田原川	小林園次
	经外担更规则	4000		信田村大学田沢村の内 小田原川	小林泰森
	及野原足裁算	是野市		に田村大学田沢村の内 小田原界	206 高野吸左旗門
27637	松野県史級部	<b>英野川</b>		信田科大学田沢村の内 不田原期	小林祖右旋門
田沢村の村名は ・明治23年にも 田村の大字名と	大学のでは、ためいは、大学のでは、ためいは、大学のでは、たいには、たいには、たいには、たいには、たいには、たいには、たいには、たいに			用作口样的希腊 用作口样[26]香港 日鲜口样[26]香港 日鲜口茶/米田水井の水 小田原餅 地洋香	京 5 章 章 章
	大学 大	大文 大文 大文 大文 大文 大文 大文 大文 大文 大文 大文 大文 大文 大		大连规(210年) 大连规(210年) 大连规(210年)	今
	表 表 表 表 表 表 出 出 出 出 出 出 出 出 出 出 出 出 出 出			大名前の名前 連古提及の統領 ※四(第四) 56条号 ※四(第四)	大学(中世代)は大学(中世代)
田賀に「(音) — 第一年 中間に大き 中間に大き 英語を対した あるだった あんちょう	等主动的及父母 等主动的及父母	北京市、海原市		海及聚是28条地 华天和城	190 岛科城占(高岛里)
印賀に「(別)	场主机北定光体	1 北北北海水上町		大大 ちにが有	188 小林女子等(宋文子等)
田田 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	京学院长在 <b>人</b> 语 群马院被紧握	そのでは、例如の対象を表		##550 00.883/# ##156 00.883/##	工权 七郎石 整門 工程 七郎石 整門
東市	distance rest			Tribella Colombia	
元世籍支管历史				を出土の人、次年十二年前 の日本の人、次年十二年前 の日本の人、次年十二年前 の日本の人、次年十二年前 を日本の人、次年十二年前 本本年十二年前 本本年十二年前 本本年十二年前 本本年十二年前	於
ion.	大学の歴史を書	(e)e)e)e (e)e (e) (e)e (e)e (e)e (e)e (e)e (e)e (e)e (e)e (e)e (e)e (e)e (e)e (e)e		表出力の内 20月25年世 第11年の内 20月25年 第11年の内 20月	1     6
母属に「古来返 母属等 女田帯 四」とある。	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5			地域がのは、大きに1000年代 地域がのは、大きに10万円 地域がのは、大きに10万円 地域がのは、大きに10万円 地域がのは、10万円 地域が10万円 は005 は005 は005 と005 と005 と005 と005 と005	(東京) 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京
	及野県史後朝	1	-	一番語) 安谷道659春港(数70	
	长野果更級商			山高地)	<b>斯斯</b> 人特別
	大学等 中学等 中学等 中学等 中学等 中学等 中学等 中学等 中			方用片下部35万地 方用片上部85万地 方用片上部	163 開発工場 164 開始二九県(1935)
	水學經過表數			二少梅科 方田湖	15 Land
	大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	**************************************		今後五里村109所提 今後五里村09所 植原制33香港 中海五里村00円 植原制33香港 今後五里村00円 植原制33香港 今後五里村00円 植原制33香港	字符的关键形式的形式的设计的
	次早班任英电	坎琴(c)		金属原田市の内 石以田舎(107季新 金属原田市の内 石以田舎(107季 年大治の間の)	明治

| 第2 (1 日本 ) | 第2 (1 日本 ) | 1 (1 日本 ) | 日常出现进位 HIP In MISTOR | 10 日本 | 1 新聚以过0.7 新聚95计6为 新聚95计6页 经应注时计 新聚95计6页 经应注时计 新聚95计6页 经应注时计 新聚95指列 经应注时计 计划 新聚95指列 经由中分 流光的 计划 计时的 计时的 计时的 计时的 计时的 计时的 N 12 W 12 W

(10分) 注5旅

第5表 (その5)

		大三等次的是		38日 大海水市等四
375	が大行る党書	1.60	日常农村70年世	<b>夏文田4 8</b> 00
明505年8月5日	がおはははは	天里都发留町	· 国际121年第一	水本田井 1.18
天保(3)-7711	第二次 第二次 第二次 第二次 第二次 第二次 第二次 第二次 第二次 第二次	30.70.30.7 40.00.00 6.00.00.00	成為什么內。 表来的希腊 成為什么內。 表来的希腊 下江東村33市第	375 大名與本語 376 杨度自由在三
七川先流。	MOCINA DE LA	7) 2)	10.50 Hall	大公司 ( ) ( ) ( )
9178-tys158fm	世紀の日本	51-71-7 00-01-0 0-0-1	(現代の)内 版本(34条地 原理内の)内 版本	李 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	がある。 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	0 P.	2人人口は19年時	369 大尺道位
四個に「現代で、 阿別組が表」と ある。	<b>光明教</b>	50 000	发生1.00mm	muzk
537. 25	基出现委员具	大旦都川本町	1 84.8517203	365 大澤太重(統五郎)
54-8)1 22H.	斯出现都光音	天里都有末町	田中村35年 1	STREET,
1248/12142	基土民义依真	大別都別本町大別都別本町	品中村(香港	(34)
	本がはいない。	大児真川本町	1000年度	Ш
	が、日本のの大学のできません。	大川海洋河岸	高田村の内 上版(1)高等	Ш
	が 対 対 は は は に は な な は は な な は は な な は は な な は は は な は は は は な は は は は は は は は は は は は は	を記された。	の東京大学院第一	18年代の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の
	群场机械新维	<b>李</b> 国士		近多獨三郎(本曾右朝 門)
	京事業 出出計 第222 2022年 1023年 102	25.00mm (10.00mm) (10.00m	のです。そのでは、一つでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	WENT THE
	発出などが表	ANTER WER	1300	第四)
	如文成加王碑	加正非王加		超田勇太郎 (新田平石
	などの治生物	1011年 1015年 1011年 1015年 1011年	が出る。	306 克西森市(西田森风音 306 克西森市(西田森风音
	群児別 教学部	加兴即郑东	THEOREM (6 ENTERING X III	344 推跃(0 2 15 (10 2 16)
	98563471151128	加州如州市	発音製用学師(もと政策国際大郎)	343 及米州丘郎(何右衛門
	即3645004	Jangarass	2017年1月1日(七年武武四级次第二)	342 木村岩太郎(三郎兵弥
	ない。日本の日本の日本	海拔即排多	が可能には、(多と氏数的数次数 )	341 編代哲学(海珠)
	<b>斯斯斯斯斯斯</b>	加州加州东	の可能には一つのでは、10年代の日本のでは、1	340 没本本七(全量)
	は記録が記録	加州湖河东	1280年4)	339 及本位太郎(金沢子力
A02-1985-3466	在思想是所能	加州湖州多	2000年10日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	哥
明治26年22才	年50元間次用 年50元次早月	佐衣藤木村町 多野田田町	第四級の15月(もと16種四級文書)	331 及米利氏菌(字平次)
	ないのでは、日本には、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日	任成郡士仁司	川井村 新田本地	ш
	対のの行うな	帝及朝 · 九里	三井上の幕告	
	料にお答案を	<b>化数据主共即</b>	数の大型を持ち	1.1
	東京 手 海 大き	<b>有效更大的更</b>	NOTES 640	11
	17日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	名式を大力を	12   12   12   13   13   15   15   15   15   15   15	11
ш. 254377	京馬馬克克斯·斯	11.	下最初 \$55 英语	304 太经历法
新(名) (記述) と	E 7	大田を聞く		323 1911 4 = (6:
600 A	年 1 日本 1 日	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	で記されたのだという。	10年
	2	200		318 独身女子(助右衛門)
	227	## 00 00		316 田村和次の
		do (was keep Se. )	ではないという。	20-TH-HH 513

第5表 (その6)

183 28 13 167	加快名 右衛門(26萬四	居住地 (配札地) 上根村28番	人共	_iri_	211	体泊	11	現在の該当市町村	明治9年の成当国都 埼玉県輔藤郡 埼玉県輔藤郡	偏考
384 高橋新	EMPT COERCES	上根料16番	i					大里郡麦洛町	绮王県磐藤郡	
			-		-		_			
385 小林召 386 田尾井 387 田郎井 388 1294	平的(等古)	上根村					-	大里郡支部町 大里郡支部町 大里郡支部町 大里郡支部町 狭山市	均主机械推理 均主机械推理	-
387 田部井	茂八郎	1-10.24			1-			大児郡类幫助	1200年120日 110日	
388 1-1914- 389 The	h lik	上根村12番地 下奥富村146番地	-	- 1			-	大里那类的町	埼王県頓 選那 埼王県 入間部	25年9月22日 公
	tion of the same o		,		-				1. sept. 25 25 4	山. 25年63才
390 字明儀 391 音末程 392 音末段 393 章田清	压御	田崎村日本地 下名具有の内 並代 第125条地 下名具有の内 並然 第125条地 全具有の内 並然 第106条地 中全具有の内 並然 第16条地 中全具有の内 地戶140 中全具有の内 地戶24条地 中全具有の内 地戶24条地 中全具有の内 地戶24条地 中全具有の内 地戶24条地 中(上)公司平均36条地 主持有の内 押30条地 主持の内 押34条地 主持の内 押34系地 工程可內 押34系地					- 1	大里郡支阳村	埼玉県韓雄郡 埼玉県韓雄郡	
39 育木丑	九郎	下公良村の内 単章 第127番地	-	-		-		<b>熊谷市</b>	<b>埼玉県横藤原</b>	
393 5 Hall	11:	下条以付の内 単立 第104番地						性管用 性管用 性管用	均于以新译那 均于以新译那	
394 1144	(c)	下条度材の内 単草 第96番地						旅行市	场主星新和群	
395 平中政	作。 (成有物門) (人(克埃爾) (本有物門) (本有物) (本有的) (本有的) (本有的) (本有的) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	中奈良村の内 明戸140	- !			-	-	35 (7 ti)	始主以特殊部 協主以特殊部 助主以特殊部	-
197 6 bin	战 (全有如門)	中公良村の内 脳内24番地						旅谷市 熊谷市		
398 6 1 1	平前	中奈良材の内 期内23番地						無谷中	b) 主 W. M. JE ///	
199 11 64	次郎	上至良村42番地	-	-				佛谷山	均主以關釋那 均主以關釋那 均主以關係那 均主以關係那	
101 PH C	tion	+ 掛料の内 駅30条地						無谷市 無谷市	10-1-0.00 10-00	
402 (4 H.T.	hill.	三井村の内 押31番地	i				-			
403 四田長	技術	主井村の内門和番地			_	-		推発的	斯玉県韓属郡	
105 夕日次	(4/2 m 2 m)	土井村の内間の市地	-		-		-	無容由 無容由	埼玉県輔護郡 埼玉県輔護郡	-
谷明高	八(政智郎) ( 未占(牛干部) 東(今年号) 兵左衛門 六(守)(年) 房施(資半号)	Alexander at					_		the State of the S	
406 富田久	来占(生土的)	五井村の内で			- 1			無谷山	時主以賴提斯	
108 006	(大学)	からない C が Hh	-				-	無容山 無容山	埼玉県北崎主都 埼玉県轄藤原	-
109 J. H. F	T.	原鳴村の内・今泉田番地						账谷市 账谷市	埼王県大里部	
410 多用政	(j: (j: )	原则打の内 今泉(6香地) 原填打の内 久保谷/30番地 原填打の内 久保谷/30番地						無容由	境主以大里都 時主以大里都 埼玉県大里都	
411 代及田	总和(农平守住	原唱村の四、久保谷戸	- 1		2.11			無谷市	埼玉県大里都	
	占(孫五右衛門	王井村の内 行屋40	1					無容市	岭王原横原旗	
1)			1						A STATE OF STREET	
11	A Transfer of the State of the	王井村の内 行民	1					旅谷市	均王指韓原律	
414 万田久	表古 (本干的)	主井村の内 行原 主井村の内 前園 王井村の内 夜園 番地						無容而	始于県衛海市 始于県衛海市	this i
413 石川三	EUS.	主体社の内面図						無谷市 無谷市	加州県都州市	
416 歐井原	一郎(朋左衛門		1					旅谷市	埼玉県橋極郡	
41 T 60 31-72	-M. (filb)	王井村の内 久保(25番地 上井村の内 久保 王井村の内 在宝95番地	1	-				施公市	567 F W 68 DX 785	(8) 17
418 腰城金	一郎(五助) 七(伊左衛門) 五郎(忠右衛門)	土井村の内 久保						無谷市 無谷市	均王県韓藤郡 均王県韓藤郡	近文 近文 近文
			1	1				熊谷市	埼玉県葡羅郡	が水
420 (4 78.0)	石砂門	手提研の内 在交列系統						ff(: \$\$ /\fr\)	16 + 03 05 FB /FE	बार्स
421 用水火	ACT.	主非村の内 在家93番地						無容市 無容市	均王県縣孫郡 埼王県縣孫郡	30%
422 小胆素	12. (3.2)	所場所田村の内 西新田33		-				無容市	埼玉県韓羅郡 埼玉県韓羅郡	
424 46 141 14	No. 1 Stereotte	WERE WELL ON THE WITH	1	-		-		無容市	55 + U. \$5 Di Ph	
425 根片值	次郎(仁右衛門	五年日の内 在実界希地 平年村の内 在実93番地 所場所田科の内 西州田33 所場所田科の内 西州田32 所属所田科の内 西州田32 新聞新田村の内 西州田 赤地						無容別	缺主以為疑問 均主以為疑問	
		新堀加田村の内 東新田 第21番月		-		-		施谷市	埼玉県韓羅郡	-
7.1	the Assessment of the		1 '	1			-		CONTRACTOR OF THE PARTY OF THE	
427 组份的	三郎(要七) 活動門	久保坞村60系地						無容市	埼玉県輔羅郡 埼玉県輔羅郡	
428 旅行市	有物門	上川9付	-		-	-	-	熊管市	<b>岭王県縣羅郡</b>	
430 4911175	600 (00 200)	大麻生村 下鄉	-				-	推行市 執行市	埼玉県新羅那 - 埼玉県大里那	
431 (产佐山	(右衛門  次郎  右郎 (勇之助)  根次郎 (荷治郎	大麻生村 下郷						概容市	埼玉県大里郡 埼玉県大里郡	
-17	T	大麻生材 神田36番地	-					40% D	NATIONAL COLOR	
134 12 4 Th	(1) (中国)	大州生村 神田36部地		1	1			無容市	埼玉県大里郡	
433 Kata	古(松本旗三郎	大麻生科 神田36番地		1	-			熊谷市	埼玉県大里郡	
の長り	0,	DISSING THE MANUALIS			100			MCW I	EK CONTAINING	10025-000-267
434 旅田分	cu.c	川原明戸村 第38番地	1 7	1				無谷市	埼王県大里都	明治10年戊(1)か?)丑7月14
V 4070.0										
1315 WHIY	Halls.	明原明元材						無禁止	埼玉県大里郡 埼玉県幡藤郡	迎来
436 MILLIA	171	(61)-144.5 型(G)			100			体证用	明主場聯絡即	迎交 明治10年27月 1日
137 万山水	五郎 (英次郎)	超山村28番地		1				天里都川本町	埼玉県梅沢部	
		570455414	1						25500000	4日,明治22年 李斯
124 10 4 11	र्वात (१६०३)	HOWH	-	1	-	-	-	大里那川木町	场主思核识部	明治10年#70
and masts	CITY LEGISTY	ARMITI		1				W1020011146-41	MIT TOUTH BY COL	4日、明治22年
- A Training	-	- Constant						TO COMPANY	Transcription	10 M
439 中町	上上版 (作)	40 (1) F 53 #510		1	-			大里都用本町	埼玉県極沢部	
14) 南米	五郎	#0U14f						大里都川本町	埼玉県株沢郡	明治22年参請
442 H \$54	下兵衛(静) 太郎(長太郎) (五郎 (次郎(藤吉)	上规划程。第二						大川郡川本町 大川郡川本町 大川郡川本町 大川郡江南村 大川郡江南村	埼玉県 校沢都 埼玉県 校沢都 埼玉県 大里郡 埼玉県 大里郡 埼玉県 大里郡	100
443 製用3	COLAR CASON VEIN	上押切村 第	1				-	大川郡江南村	· 斯王思大里都 第五00天田県	
119 1111	end morten	THEORY SI	1.0	1				大里郡江南村	40 T. M. 人工(40)	
445 di 1018	五郎 (他右衛門	下押切针 前原		1	1		1	大里都江南村	埼玉県大里都	
1)	THE SHOWING	1 (c) 1 (c) (d) (d)	-		-	1		of same of the same	The state of the s	1
447 by 11 6	之十郎(茂哉) (五郎 (政右衛門	下押切材 前原 下押切材 前原	1	-				大里都江南村 大里都江南村	埼玉県大里郡 埼玉県大里郡	
1.0		State of the state			1			The state of the s		
	L (11:-1-(4:)	植存村102番地						大里都江南村	埼玉県大里郡	
448 及水和	TAKE I MAN									
418 英本和 449 小松馬	<b>左(佐十郎)</b> (彦太郎 (第(次郎右傷門	植作目102番地 植食目	-		-			大川郡江南村 大川郡江南村 大川郡江南村	埼玉県大里郡 埼玉県大里郡 埼玉県大里郡	-

## 第5表 (その7)

四個四	信息名 直示宗也先号 股高院 好并传而即(在八)	居住地 (紀孔地)	人数 宿	泊【休泊	休上、現在の該当市町村	明治9年の底当国郡	備者
452	真實宗真先寺	戸出村 万古村の内 平塚 戸出村33番地	1		Misselli	埼玉県北埼玉郡	
453	规资院	方古村の内 平以	1	-	無谷市	埼玉県大児部 埼玉県北埼王郡	
454	新井佐治郎(金八)	戸出村33番地	1 1		無谷山	埼玉県北埼玉郡	
155	49.44 #cm10%	佐谷田村の内 古原56歳地 植改			無金面	埼玉県大川郡 埼玉県大川郡	
456	三五元 左右 海門	A KET III WE HI			Mr Trui	160 - F 101 - K- 111 / MC	
157	-1/8/1960 (16-N	A Lat didentime with			集發布	松子田 千田 M	-
323	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	A THE WHITE COME	-	_	- 25.50	埼玉県大里郡 埼玉県大里郡	
438	12 11 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	A L T T T T T T T T T T T T T T T T T T		-	無容由	阿王星人生命	
425	刊并八石閩門 (华三四)	佐谷田村の内 古原56赤地 植改 人下村 中新田 人下村 中新田 人下村 中新田 人下村 中新田 人下村 中新田	1 1		推论和	埼玉県大里郡	
170	SERVICE CHARLES	14/07/66			<b>文明报</b>	局主华人問節	
480	全子喜三郎 (山中屋) 类作次郎 (訪助)	技原柱 下加納柱			1000	十四王 5 人 四 1	
451	交行-次语(初切)	F 700 APE	1 1		AMOST A	埼玉県北足立郡	
462	类四部份部	下加納村44番地			HEALTH	埼王県北足立都	
463	大以七郎兵衛	小針新宿村29番地	1-1		北定立都伊奈町	埼玉県北足立都	
464	荒井前次郎	小針新宿村4番地	1		北足立郡伊奈町	埼玉県北足立郡	The same of
465	荒井道次郎 荒井次郎左衛門(荒井 頼六の実父)	LRASH 40 指地			Skiti .	埼玉県北足立部	544-(1687)
100	死病助右衛門	以此村 第16地	1		in th	场主以北足立都	604-(227)
400	川為其平	以及村 第30条地			No. 11	45 E (1) He 52 S P	562
4.01	TITAL PROPERTY.	THE PASSO STREET		-		埼玉県北足立都 埼玉県北足立都	30%
468	用的特拉斯	1910年 3039新地			ik iti	BALL MOSE M. VENIE	314 (429)
469	用品物口口口	绿越村 第27董地			議市	埼玉県北足立都	50年(教育)
470	极橋推右衛門	報告報子高水 同野村子高水 同野村子高水 同野村子高水 同野村子高水 同野村子高水 同野村子高水131番地			板橋区	東京的主要結構 東京的主要結構 東京的主要結構 東京的主要結構 東京的主要結構	
471	板桶金藏	前野村 字清水	1 1		板桶区	東京府北豐島郡	
472	板橋八左脚門	前野村 字清水	1	1	Relation .	東京府北豊島郡	
473	Attach = (cit I: William)	前野村 学道水	1		根桶区	中文的生物系統	
174	B. H. C. F. W.	difficult cook of 131 stable			板橋区	distribute the same	
175	小林安五郎	前野村 字菌素132番地			板橋区	the of the design on the	
- 7/2	A TOTAL STATE OF THE PARTY OF T	That a to as I wanted	-	_		東京府北豐島郡	_
476	WHY STAIL	前野村 字清水133条地 上十條科			板桶区	一	
477	商本太左衛門(香四扇)	上十條杆	1 1		altic	東京的北景島都	
478	高末太右衛門(六兵衛	上十條村1281番地	1		#ELS	東京府北豊島郡	
179	A言宗西音号	I. FAXE	1		3P(Z	北京的北韓高部	
180	小川本左衛門	上十段村			北区	十九次次 北流 汉 歌	
400	Charles of the little of the last	TOTAL PROPERTY.	-	-	100	A Secretaria and A Secretaria	
481	高木领右旗門(竹吉)	下十條村 字南1194番地 下十條村1170番			TEK.	東京府北景島郡 東京府北景島郡	
482	高木发力(要太郎)	F-T-98-F111707F			3015	上来 及形式 宏妙師	
453	山崎兵右衛門(文太郎	下十條村 字原1094番地	1		北区	東京的北党局部	
484	橋本度右衛門 橋本場兵衛	下十條村1117番地 下十條村	1		aris.	東京的北京海岸	
485	橋本坝兵衛	下十條材	1		itik.	東京府北党島郡	
486	大鄉民四郎(万右衛門	下十條村 字原1071番地	1		atik	東京府北號島郡	
487	松本久次郎	海東駅255番地	1		北本市・濱英市	埼玉県北足立郡	煙草入店、右と 貯鮮材佐伯太郎 右衛門ノ生也。 俗儀八郎ノニ男
488	大塚紋蔵	高崎在唐崎村	-	-	ali Minhi	群馬県西群野部	举次郎中。 八百层尼、旧寸
11.0		No. 17 Care				the second second	針招大塚七郎吳 柳殿実父。
489	更表 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	政部行 字流并行 政部分 字部并行	1		填料部户介町 地科部戶介町	<b>经验</b> 应数据	
490	<b>学</b> 录	機能科 字隔井村			地科郡戶倉町	12 TF W. 40(1+10)	
491	(在前2 前2 年	人見行 思体材			# 米都松井田町	群場県碓氷郡	
	资本的七郎	2024			见主都上里町	埼玉県賀美部	
	Jan Land	- Control	193 78	8 12		- ALTONOM	

- 凡例 一、本表は貴崎寺雄山神社が所蔵する貴崎寺宿坊家(宿坊名不明)の関東甲信越を対象とした 檀那帳の内容を解読・整理して示したものである。
  - 一. 檀那帳に記載された檀家が分布する各町・村(宿坊家衆徒の配札地)や、それらの江戸時代の明治9年の該当国郡、現在の該当自治体の市・町・村、各町・村ごとの信徒数や宿数、信徒の立山参詣に関する記載などの情報を檀那帳のなかでの掲載順に従って書き出したものである。
  - 一. 檀家所在町・村 (配札地) と江戸時代やあるいは現在のそれぞれの該当自治体を照合していく際には、『角川日本地名大辞典』の富山県・長野県・群馬県・埼玉県・東京都の各巻を参照した。
  - 一. 本表のなかで□印の箇所は文字が解読できなかった部分を示す。

第6表: 芦峅寺宿坊家(宿坊名不明)の関東甲信越の檀那場における檀家所在村一覧 (明治15年)

	配札地(信徒居住地)	仁徒数	76°	泊	休泊	休	現在の該当市町村	
	坂口新田村	1	1				中頸城郡妙高村	新潟県中頸城郡
	松崎村	2	1				中頸城郡中郷村	新潟県中頸城郡
003	二本木村	3	1				中頸城郡中鄉村	新潟県中頸城郡
004	小出雲村	1					新井市	新潟県中頸城郡
	<b>藤沢村</b>	2					中頸城那中鄉村	新潟県中頸城郡
	山崎村	1				-	北茄原郡笹神村	新潟県北蒲原郡
	The second secon		-	-		_		
007	三ヶ村	1	1				魚津市・滑川市	石川県下新川郡(明
								治16年富山県)
008	泊宿新町	1					下新川郡朝日町	石川県下新川郡(明 治16年富山県)
009	中野町	1					下新川郡朝日町	石川県下新川郡(明 治16年富山県)
010	須沢村	1					糸魚川市・青海町	新潟県西頸城郡
	五智国分村	i					上越市	新潟県中頭城郡
		1	-		1	-		新潟県中頸城郡
	直江津十軒町			-	-		上越市	
	高田	4					上越市	新潟県中野城郡
	新井宿	2					新井市	新潟県中頸城郡
015	<b>炒山</b>	2	1		1		中頭城郡妙高村	新潟県中頸城郡
016	二俣駅	1		1			中頸城郡妙高高原町	新潟県中頭城郡
017	関川駅	1		1	1		中頸城郡妙高高原町	新潟県中頸城郡
	野尻駅	1			1 4		上水内郡信濃町	長野県上水内郡
	柏原中町	1				1		長野県上水内郡
	古問駅	2	-		1	-	上水内郡信濃町	長野県上水内郡
			-		1	-	Contraction of the Contract of	
	<b>富濃村</b>	1	1			_	上水内郡信濃町	長野県上水内郡
	芋川村	1					上水内那三水村	長野県上水内郡
	倉井村	1					上水内郡三水村	長野県上水内郡
024	三輪村	1					長野市	長野県上水内郡
025	御賀村	I					長野市	長野県上水内郡
	長野駅	1			1		長野市	長野県上水内郡
	稲荷山町	1			1		更地市	長野県更級郡
	<b>屋代駅</b>	1			1		更城市	長野県埴科郡
	上田原町	1	_		1	_	上田市	長野県小県郡
			_			_		
	小諸町	1			1		小諸市	長野県北佐久郡
	迫分駅	1			1		北佐久郡怪井沢町	長野県北佐久郡
	怪井沢駅	2			1	1	北佐久郡怪井沢町	長野県北佐久郡
	栗ケ原	1			1		碓氷郡松井田町	群馬県碓氷郡
034	坂本駅	2					碓冰郡松井田町	群馬県碓氷郡
	梨ノ木 (梨樹)	1				1	碓氷郡松井田町	群馬県碓氷郡
	松井田宿	2					碓氷那松井田町	群馬県碓氷郡
	安中駅	2	i	-	1		安中市	群馬県碓氷郡
		2	-		-		安中市	群馬県碓氷郡
	板外駅		_	-	4	-		
	高崎阿ら町 (新町)	1	_				高崎市	群馬県西群馬郡
	介賀野駅	1		_			高崎市	群馬県西群馬都
	久保寺村 (宣寺村)	4					長野市	長野県上水内郡
042	川中嶋の内 四ツ屋の内 中嶋村	4	1				長野市	長野県更級郡
043	上冰絕野村	20	:	3			長野市	長野県更級郡
	今里村	7					長野市	長野県更級郡
	大塚村の内 北嶋村150 番地		1				長野市	長野県更級郡
Dec	保科村	23		)	-	-	15型行1	長野県上高井郡
	Control of Section of the Control of					-		
	小嶋田村	8	_	2	-	-	<b>技野市</b>	長野県更級郡
	小松原村	2			-		上型 di	長野県更級郡
	<b>今</b> 井村	7					長野市	長野県史級郡
050	<b>今</b> 井本村	S	1	3		- 20	長野市	長野県史級郡
	戸部村	2					長野市	長野県更級郡
	南原村	3				_	長野市	長野県史級郡
	<b>布施高田村</b>	9		2	1		<b>技事</b> 前	<b>反野県更級</b> 郡
	AND DESCRIPTION OF THE PARTY OF	5			-	-		
	布施五明村			1		-	長野市	長野県更級郡
055	二ツ柳村	1					長野市	長野県更級郡

# 第6表 (その2)

揭成顺	配札地(仁徒居住地)		宿	泊	休泊	休		明治9年の該当国郡
	石川村	4					長野市	長野 縣級郡
	塩崎村の内 長谷組	5	1				長野市	長野県更級郡
	船山村の内 寂蒔村地	10				_	更九(中	長野 顯科那
059	鋳物師屋村	3					更填市	長野県埴科郡
060	上徳間村の内 中組	- 1					填科部戸倉町	長野 頭科郡
061	西原村	1					小流道	長野県北佐久郡
062	新町駅	9	1		1	1	多野郡新町	群馬県緑野郡
	焦谷駅	1		- 1			焦谷市	埼玉県大里郡
	吹上村	i	-			1	北足立郡吹上町	埼玉県北足立郡
	河巢駅	2	-			-	北本市·海東市	埼玉県北足立郡
	加茂宮村	1	-			1	大宮市	埼玉県北足立郡
	大宮宿	i	-	- 1		-	大宮市	埼玉県北足立郡
	沁和駅	i	-	1		_	<b>浦和市</b>	
	差局 (指局)		-					埼玉県北足立郡
		2		1		1		埼玉県北足立都
	戸田村戸田橋	1	-				戸田市	埼玉県北足立郡
	板橋駅	2	_	1		1	板橋区	東京府北 [25]郡
	会村	3					<b>反野市</b>	長野県更級:郡
	田野口村	3					長野市	長野県更級郡
074	信田村大字田沢村の内 小田原耕地	7	2				長野市	長野県更級郡
075	南牧米田村	3					上水内郡信州新町	長野県更級郡
076	花儿村	2	1				更級那大岡村	長野県更級郡
077	网鸣村	4					長野市	長野県更級郡
	奈河郷 (奈川村)	4	2				南安曼郡奈川村	長野県西筑摩那
	稲核村	3	-				南安曼郡安曼村	長野県南安曇郡
	大池村の内 橋爪	1	1				東筑摩郡山形村	長野県東筑摩那
		3	- 1			-		
	中大池村の内中村		1			_	東筑摩郡山形村	長野県東筑摩那
	洗馬郷古見村の内 芝 野久保	5	1				塩尻市・松本市	長野県東筑摩郡
083	小曽部村の内 長橋	12	4				塩尺市	長野県東筑摩郡
	塩尻宿迄出往来通訪訪	1					塩沢市	長野県東筑摩郡
	和田宿	5					小県都和田村	長野県小県郡
086	大門村の内 四泊村	- 1					小県郡長門町	長野県小県郡
087	長難宿	4	1				小県郡長門町	長野県小県郡
	入沢村	4	2				南佐久郡臼田町	長野県南佐久郡
	岩村田宿	5	9				佐久市	長野県北佐久郡
	和田村	13				_	小諸市	長野県北佐久郡
	五料村	1				_	碓氷郡松井田町	群馬県碓氷郡
	行田村の内 越泉村	2				-	碓氷都松井田町	群馬県北甘楽郡
	人見村	5	2	-		_		
			- 2			_	碓氷郡松井田町	群馬県碓氷郡
	上磯部村の内 新寺村	4	-				安中市	群馬泉稚氷那
	中谷村	3	2				邑楽郡明和村	群馬県邑梁郡
096	<u> 思岩村</u>	8					常岡市	群馬県北甘楽郡
	鷺宮村	2	1		V		安中市	群馬県碓氷郡
	小金久保村	1					安中市	群馬 郷飲那
099	下平村	2					利根部片品村	群馬 则根郡
	尼崎村	2					甘楽郡妙義町	群馬県北甘楽郡
	下碳部村	6	1				安中市	群馬県碓氷郡
	上豐岡村	1					高崎市	群馬県碓氷郡
	川内村大字山田	1					山田郡大間々町・桐生市	
104	下流村	1	1	-			高崎市	群馬県西群馬郡
	玉村駅	1	i				佐波郡玉村町	群馬県那波郡
	饭介村	6	1				佐波郡玉村町	群馬 雅波郡
	川井村	5	1			_	佐波郡玉村町	
			- 1			_		群馬県那波郡
	派村	11					児玉郡上里町	埼玉県賀美郡
	忍保村	6	2				见玉郡上里町	埼玉県賀美郡
	石神村	i	- 1				児玉郡上門町	埼玉県賀美郡
111	藤岡 鷹近町 (鷹匠町 ?)	2	1				凝闷市	群馬県緑野郡
	小林村	1					<b>心</b> 阿可	群馬県松野郡
	植竹村	1	1				児玉郡神川村	埼玉県賀美郡

第6表 (その3)

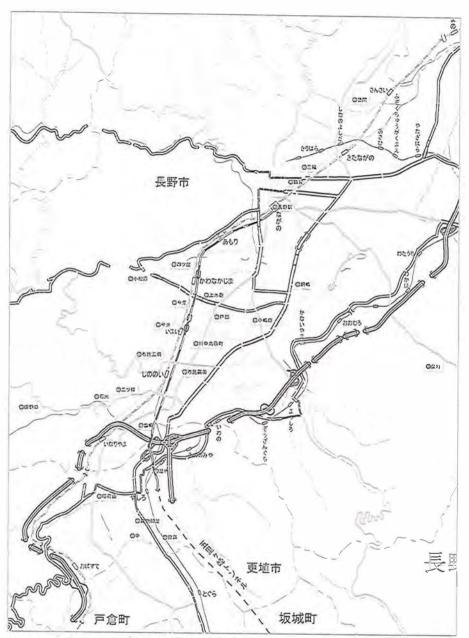
S TOURIL	配札地 (信徒居住地)	信徒数	宿	泊	休泊	休	現在の該当市町村	明治9年の該当国
114	荒川村	0					大里郡花園村	埼玉県榛沢郡
115	冨田村の内 上郷	2					大里部奇居町	埼玉県男衾郡
116	畠山村	4					大里郡川本町	埼玉県男会郡
117	田中村	2					大里郡川本町	埼玉県榛沢郡
118	上原村	1					大里邵川本町	埼玉県榛沢郡
	境村	1					深冷市	埼玉県榛沢郡
	折之口村	3	1				深谷市	埼玉県榛沢郡
	柴崎村	1					深谷市	埼玉県幡羅郡
	原鄉村	5	1				深谷市	埼玉県幡羅那
	下江房村	1	1				深谷市	埼玉県幡羅郡
	弥藤吾村	1	-				大里那是沼町	埼玉県幡羅郡
	上败免村	1					深谷市	埼玉県榛沢郡
	上根村	10	2				大里郡妻沼町	埼玉県幡羅郡
	下奥富村	1	-				狭山市	埼玉県入間都
	田嶋村	1		-			大里那麦沼村	埼玉県幡羅郡
	下奈良村の内 東草	4	-	_			<b>热谷市</b>	埼玉県幡羅郡
	中奈良村	5	-		-		<b>熊谷市</b>	埼玉県幡羅郡
			-	_		-	無谷市 (旅谷市	埼玉県幡羅郡
	上奈良村	1 1 6	- 1	_				
	玉井村		1				<b>熊谷市</b>	埼玉県栃羅郡
	今井村	1					<b>熊谷市</b>	埼玉県北埼玉郡
	柿沼村	1		_			<b>熊谷市</b>	埼玉県幡羅郡
	原嶋村	3	- 1				<b>熊谷市</b>	埼玉県大里郡
	新堀新田村	5					熊谷市	埼玉県幡羅郡
	人保嶋村	1					<b></b>	埼玉県幡紅郡
	上川原村	2	1				熊谷市	埼玉県橋羅那
	大麻生村	4					熊谷市	埼玉県大里郡
	川原明戸村	2					<b>熊谷市</b>	埼玉県大里郡
	明戸村	1			7		深谷市	埼玉県幡羅郡
142	減山村	5					大里都川本町	埼玉県榛沢郡
143	上押切村 郭						大里郡江南村	埼玉県大里郡
144	下押切村 前原	3					大里那江南村	埼玉県大里郡
145	植乔村	4	1				大里郡江南村	埼玉県大里郡
146	万吉村の内 平塚	1					<b>熊谷市</b>	埼玉県大里郡
147	芦出村	2	1				熊谷市	埼玉県北埼玉郡
148	佐谷田村の内 吉原	1					熊谷市	埼玉県大里郡
149	久下村 申新田	-1	4				焦"省	埼玉県大里郡
-	萩原村	1	- 1				入間市	埼玉県入間郡
	下加納村	2	1				植川市	埼玉県北足立 邵
	小針新宿村						北足立郡伊奈町	埼玉県北足立郡
	深越村	5					witi	埼玉県北足立郡
	前野村 字清水	7					板橋区	東京府 北島郡
155		3	1				北区	東京府 北島郡
	稲附村	1	•				北区	東京府 北島郡
	下十條村	6				-	北区	東京府 北島郡
	磯部村 字福井村	2		-			地科那戸介町	長野県埴 科郡
	高崎任唐崎村	1				-	高崎市	群馬県西群馬郡
	住所未詳 清水民吉の 別家	1					長野市か?	長野県更級郡か?
	11.13/	493	76		8 12		9	

凡例 一. 本表は第5表をもとに製作した。

第7表: 芦峅寺宿坊家(宿坊名不明)の関東甲信越の檀那場における村数・信徒数・宿 数の自治体市町村別分布状況(明治15年)

配札地の現在行政区	村数	信徒数	宿数	泊	休泊	休
富山県魚津市OR滑川市	1	1	1	0	0	- 1
富山県下新川郡朝日町	2	2	0	0	0	
新潟県西頸城郡青海町OR系魚川市	1	1	0	0	0	
文を表しますと考をおり BC文体を加ませ	i	1	0	0	d	
新潟県北蒲原郡笹神村 新潟県上越市						
材 (495尺 上 RESTD	3	6	0	0	0	
新潟県新井市	2	3	0	0	0	
新潟県中頸城郡中郷村	3	7	2	0	0	
新潟県中頸城郡妙高村	2	3	2	0	1	
新潟県中頸城郡妙高高原町	2	2	0	2	0	
THE LEAK THE LANGE THE THE THE THE THE THE THE THE THE TH	4	5	1	0	1	_
長野県上水内郡信濃町 長野県上水内郡三水村	2	2	Ó		0	
L Marin L Areta Marin Arthur Marina		-		0		_
<b>上野</b> 県上水内郡信州新町	1	3	0	0	0	
<b>控制性职</b> 的	24	139	22	0	1	
長野県東埔市	4	15	0	0	2	
長野県東埔郡大岡村	1	2	- 1	0	0	
長野県埴科郡戸倉町	2	3	0	0	0	-
1.0601 - mai	1	1	0	0	1	_
长野県上田市 長野県塩沢市		-				_
1384017次月1月1	3	21	5	0	0	
反野県東筑摩那山形村	2	4	i	0	0	
長野県南安曼郡安堡村 長野県南安堡郡奈川村	1	3	0	0	0	
長野県南安曇郡奈川村	1	4	2	0	0	
良野県小県郡和田村	1	5	0	0	0	
長野県小県郡長門村	2	5	1	0		-
12 MX (1) (1. 18 CE)	3		0		1	-
長野県小諸市		15		0		
長野県佐久 市	1	5	2	0		
長野県北佐久郡極井沢町	2	3	0	0		
長野県南佐久郡臼田町	1	4	2	0	0	
長野県住所未掲載	0	- 1	0	0	0	
群以以雅》、郡松并田町	7	14	3	0		
群馬県安中市		17	3	1	1	_
the transfer of the transfer of the	6					_
群馬県甘楽郡砂菱町 群馬県富岡市	1	2	0	0	0	
群場景高岡市	1	S	0	0	0	
群場製品的行	5	5'	1	0	0	
群馬思薩斷部	2	3	1	0	0	
群馬県佐波郡玉村町	2	12	3	0	0	
群馬県佐波郡玉村町 群馬県多野郡新町	1	9	1	0	1	
群馬県利根郡片品村			0	0		_
(中かりを水中) 有民 (D) 7 日日本)	1	2			0	
健島県田田郡大岡々町 UK 桐生市	1	1	0	0	0	
群馬県山田郡大間々町OR桐生市 群島県邑楽郡明和村	1	3	2	0	0	
WE THE DESIGNATION OF THE BIT	3	8	3	0	0	
埼玉県! 泉郡神川社	1	1	1	0		
埼玉県)、 <b>北</b> 郡神川村 埼玉県旅谷市	17	54	8	1	0	_
埼玉県深谷市	-	13				_
	7		3	0	0	
埼玉県大里郡妻沼村	3	12	2	0	0	
埼玉県大里郡花園村 埼玉県大里郡川本町	1	0	0	0	0	
埼玉県大里都川本町	4	12	0	0	0	
埼玉県大里那江南村	3	10	1	0	0	
埼玉県大里郡奇居町	1	2	0	0	0	
埼玉県北足立	i	1			0	-
50 TO 11 THE IN TO 10 TO			0	0		_
埼玉県北足立郡伊奈町	1	2	0	0		
埼玉県北本市OR海県市	1	2 2	0	0		
埼玉県桶川市	1		1	0	0	
埼玉県大宮市	3	4	0	2	0	
埼玉県浦和市	1	1	0,	1		
	1	5		0		
埼玉県藤市 埼玉県戸田市			0			
可正於一田市	1	1	0	0		
埼玉県狭山市	1	1	0	0	0	
埼玉県入間市	1	1	0	0	0	
東京都板橋区	2	9	0,	1	0	
東京都北区	3	10	1	0	0	_
ASSESSED ALL ICA	3	1.0	1	U	U	

凡例 一、本表は第5表をもとに製作した。

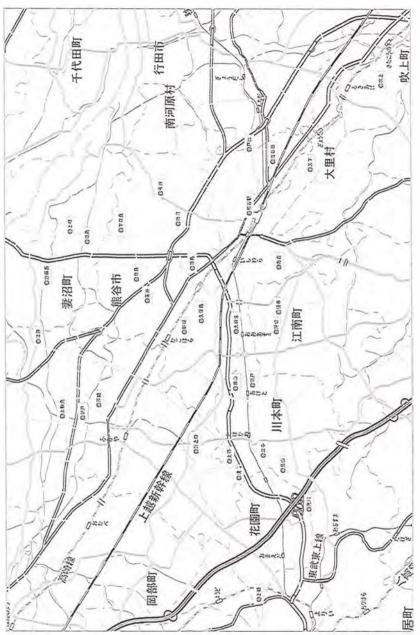


第6図: 関東甲信越の地域を檀那場とする芦峅寺宿坊家(宿坊名不明)の長野及びその 周辺地域における檀家の分布状況(明治15年)

凡例 一. 本図は昭文社の地図情報データベースソフト「スーパーマッ ブル・デジタル2 (東日本)」を使用して作図した。

一. ●印とその右横に記載された地名は<u>植</u>家所在村の分布を示す。





第7回:関東甲信越の地域を檀那場とする芦峅寺宿坊家(宿坊名不明)の熊谷及びその 周辺地域における檀家の分布状況(明治15年)

凡例 一. 本図は昭文社の地図情報データベースソフト『スーパーマッ ブル・デジタル2 (東日本)』を使用して作図した。

一. ●印とその右横に記載された地名は檀家所在村の分布を示す。



当するといった、従来の定説とかけ離れ、国割りどころか檀那「場」といった「面」的な広がりがきわめて少ないのである。しいて、檀那「場」的な地域をあげるとすれば、村数24村・信徒数139人の長野市(第6図)と村数17村・信徒数54人の熊谷市(第7図)、村数3村・信徒数21人の塩尻市ぐらいであろう。このような実態は、これまで指摘してきた江戸時代における善道坊の三河国や福泉坊の美濃国・尾張国での廻檀配札活動のように、庄屋に実質的な配札を村単位で委託するような形態ではない。おそらく、A坊の衆徒は、各村にわずかな人数ずつ存在する講社員たちの自宅を一軒一軒訪ねていたものと推測される10%。

#### 5.2.2 配札経路

檀那帳のなかでの各配札地の掲載順は第5表に示すとおりであるが、新潟県の妙高村にはじまったかと思うと、富山県の朝日村がその後にきたり、新潟県の上越市から流れよく群馬県の高崎市まできたかと思うと、長野市に戻ったり、はたまた埼玉県の各市に移ったりと、配札地域が極端に前後している。それゆえ、この順序は必ずしも衆徒が実際に配札して廻った経路を順々に示しているとはいえない。

一方、檀家の分布状況を地図上に印してみると、越中から江戸に向かう基本経路、すなわち、加賀藩の参勤交代道でもある北陸道、北国街道、中山道の街道が通る村やその沿線の村に分布している(若干はずれることもある)。

次に、おそらく衆徒がたどったと思われる配札経路を現在の行政区単位でたどってい くと次のとおりである。

魚津市・滑川市→朝日町→青海町・糸魚川市→上越市→新井市→中郷村→妙高村→妙高村→妙高原町→信濃町→三水町→長野市・信州新町・大岡村→更埴市→戸倉町→上田市→小諸市→軽井沢市→松井田町・妙義町→安中市・富岡市→高崎市→玉村町・藤岡市・新町→上里町・神川村→深谷市・妻沼市・花園村・川本町・江南村・寄居町→熊谷市→吹上町→鴻巣市→北本市→桶川市→伊奈町→大宮市→浦和市→蕨市→戸田市の経路が想定される。

その他、上記の基本的な経路から大きくはずれているが、佐久市→臼田町→長門町→ 和田村→松本市→塩尻市→山形村→安曇村→奈川村といった経路上や、単独的な檀家の 所在地として片品村、桐生市、明和村などの村にも檀家が存在していた。

# 6 祠堂金控帳(宿坊家不明の袋綴の冊子)

第5章で分析した檀那帳と内容が部分的に一致する祠堂金控帳(写真4)が現存して

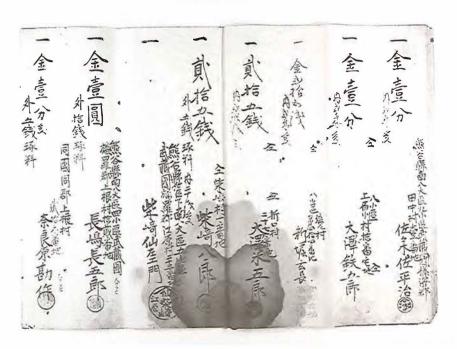


写真 4 祠堂金控帳〔旧蔵宿坊家不明の冊子〕( 芦峅寺雄山神社蔵)

いる。この祠堂金控帳は芦崎寺雄山神社の所蔵である。同帳には表紙と表題はない。形態は袋綴の冊子で法量は縦28.5cm×横21.5cmである。成立年代及び所持坊を示すような記載は全く見られない。ただし、成立年代については、同帳では信濃国長野県の檀家の住所が大区小区制で示されており、同帳が明治7年(1874)から明治9年(1876)の間に成立したことがわかる。なお、檀那帳に記載された信徒の住所に「熊谷県」の表記が使用されているが、熊谷県は明治6年(1873)6月15日にそれまでの群馬県が南隣の入間県と合併して熊谷県となったもので、その後、明治9年(1876)8月21日に群馬県が成立している。それゆえ、先述の長野県の大区小区制と合わせて考察しても、明治7年(1874)から明治9年(1876)までには、この祠堂金控帳は成立していたことになる<sup>200</sup>。

さて、この祠堂金控帳の内容を分析するために、まず、データベース表を作成した。 第8表は祠堂金控帳に記載された全信徒名を掲載順にあげ、さらに、その居住地(配札 地)や定宿の有無、明治9年(1876)時の該当行政区、祠堂金の受領見込額と不足額な どの内容を示したものである。

帳面に記載された信徒数は59人で、そのうち34人の信徒(第8表の掲載順の項目のところに●印が付られているもの。▲印は同じ檀家でありながら代替わりで姓は替わらないが名前が替わった信徒)が第4章で分析した檀那帳にも掲載されている。さらに、信徒名のうち、姓や居住地は替わらないものの、名前が代替わりで替わったと思われる檀家も数件見られる。

信徒の居住地(衆徒の配札地)は長野県水内郡、埴科郡、更級郡、碓氷郡、甘楽郡、 群馬郡、緑野郡、男衾郡、榛沢郡、幡羅郡、大里郡、埼玉郡の村々に少人数ずつ点在し ている。

詳細な村単位の分布は次のとおりである。長野後町、森村、上氷鉋村、今井村、松井田(以上の村は全て信徒が1人ずつ)、郷原村(3人)、人見村(2人)、中野谷村(3人)、黒岩村(4人)、鷺宮村(2人)、下磯部村(2人)、高崎歌川町(1人)、藤岡鷹匠町(1人)、藤岡通一丁目(1人)、畠山村(4人)、田中村(1人)、上原村(1人)、境村(1人)、折口村(1人)、柴崎村(1人)、江原村(1人)、上根村(5人)、奈良村(6人)、原嶋村(2人)、玉井村(2人)、新堀新田村(2人)、久保嶋村(1人)、上川原村(2人)、下押切村(1人)、樋春村(2人)、熊谷宿鎌倉町(1人)、戸出村(1人)である。

これらのうち能谷県松井田の坪井吉平宅が宿家として記されている。

ところで、それぞれの信徒に対し、宿坊家衆徒への祠堂金の受領見込額が示されているが、その合計は7円21分48朱395銭である。一方、各植家における見込金額の不足分の合計は7分32朱79銭である。そうすると、宿坊家衆徒が実際に受領した金額は7円14分16朱316銭となる。換算すると14円2分16銭となる。

# 7 信濃国に檀那場を形成していた宝伝坊

声峅寺一山会所蔵の古記録を見ていくと、宝伝坊が信濃国で檀那場を形成していたことがわかる<sup>□□</sup>。しかし、史料からは、宝伝坊が一体どの地域で檀那場を形成していたのかといった点は明らかにすることができない。

そうしたなかで、かつて筆者は、富山市梅沢町に所在する天台宗四隆寺の住職佐伯立 光氏から、芦峅寺宝伝坊の文政12年(1829)の布橋灌頂会制進記型の部分的な写真を拝 見させていただいたが、唯一この史料が宝伝坊の檀那場を推測させる手がかりとなって いる。この史料は長野県小谷村の某家所蔵で、同家の御主人が佐伯氏に書簡でその史料 に対する見解を求められたそうである。しかし、残念ながら、筆者が先年、同家に確認

現截項 信徒名 (2)1 上海領兵衛	展別後町12名地	所在拉拉当県村 人族 创 長野県信息四条日大区3中区水内市	四 多 年 日	₩2 ₹2 H
(0) 中山村市本 (0) 寺部的社	上米的打95番地 全共和國	及好景信海国16大区5小区更极常 長野景信海国16大区5小区更极常 長野県信加国16大区5小区更极高	2 (5) (-29:)	- 1
日本語 (日本名 (日本名 (日本名 (日本名 (日本名 (日本名 (日本名 (日本名	保証所存地 長月後町112年地 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	が作品は当時と 人族 様 長野県住民の場合に、 最野県住民の場合に、 最野県自身のは大区5・区東の総 自野県自身のは大区5・区東の総 自野県自身のは大区5・区東の総 自野県自身のは大区5・区東の総 に野県自身のは大区5・区東の総 に野県自身のは大区5・区東の総 に野県自身のは大区5・区東大と に野県自身のは大区5・区東大と に野県自身のは大区5・区東大と に野県自身のは大区5・区東大と に野県自身のは大区5・区東大と に野県自身のは大区5・区東大と に野県自身のは大区5・区東大と に野県自身のは大区5・区東大と に野県自身のは大区5・区東大と に野県自身のは大区5・区東大と に野県自身のは大区5・区東大と に野県自身のは大区5・区東大区 に野県自身のは大区5・区東大区 に野県自身のは大区5・区東大区 に野県自身のは大区5・区東大区 に野県自身のは大区5・区東大区 に野県自身のは大区5・区東大区 に野県自身の第11大区5・区11大区5・区 に野県自身の第11大区5・区11大区5・区 に野県自身の第11大区5・区11大区5・区 に野県自身の第11大区5・区 区 に野県自身の第11大区5・区 区 に野県自身の第1大区5・区 区 に野県自身の第1大区5・区 区 に野県自身の第1大区5・区 区 に野県自身の第1大区5・区 区 に野県自身の第1大区5・区 区 に野県自身の第1大区5・区 区 に野県自身の第1大区5・区 区 に野県自身の第1大区5・区 医 に野県自身の第1大区5・区 医 に野県自身の 医 に野県自身の 医 に野県自身の 医 に野県自身の 医 に野県自身の 医 に野県 に野県自身の 医 に野県 に野県 に野県 に野県 に野県 に野県	25 - 15 - 15 - 15 - 15 - 15 - 15 - 15 -	
013 任時市品館● 014 時使川東多市町 015 引封生吉● 016 矢野竜城 (末占を3	中野谷村11首培 異常村株定17青地 果好打11首地 果好打1百万地	株容県上野田海北区6小区日本部 株容県上野田海江大区6小区日本部 株容県上野田第江大区6小区日本部 株容県上野田第江大区6小区日本部	2 2 2 1分 (-1祭) 2 1分 (-2栄)	1 1 1
017 第6萬之助 018 青井有十亿 018 青井有十亿 019 岩月早入郎 020 岩月早二郎 031 田月里	無関さ込む基底 観されば02 場合け水多久は107番 下側の付えける基底	株谷県上野区第17人区6本区田至料 株谷県上野区総大野 株谷県上野区第17年 株谷県上野区17人以本野 株谷県上野区17人以本野 株谷県上野区17人以本野 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3   1/3 (-2/x)   1/4 (-1/x)   1/4 (-1/x)   1/4 (-2/x)   1	1 1 2 2
017	開発を出れる性 構造性が多々はの第 トロップに付き返 トロップに付き返 のは、近で、関係をはかり 55歳 のは、近で、関係をはかり 55歳 のは、近で、関係をはかり 55歳 のは、近で、関係をはかり 55歳 のは、近で、日本により 55歳 のは、近で、日本により 55歳 のは、近で、日本により 55歳 のは、近で、日本により 55歳 のは、近で、日本により 55歳 のは、近で、日本により 55歳 のは、日本により 5	を含まりの知りまたにかなりを終し、 を含まりの名を表している。 を含まりの名を表している。 を含まりのの名を表している。 を含まりのの名を表している。 を含まりのの名を表している。 を含まりのの名を表している。 を含まりのの名を表している。 を含まりのの名を表している。 を含まりの名を表している。 を含まりの名を表している。 を含まりの名を表している。 を含まりの名を表している。 を含まりの名を表している。 を含まりの名を表している。 を含まりの名を表している。 を含まりの名を表している。 を含まりの名を表している。 を含まりの名を表している。 を含まりの名を表している。 を含まりの名を表している。 を含まりの名を表している。 を含まりの名を表している。 を含まりの名を表している。 を含まりの名を表している。 を含まりの名を表している。 を含まし	2 (3) (-1925) 2 (3) (-1923) 1 (-1923) 1 (-1923) 2 (-1923)	
023 代 2 本代で第6 023 代 2 本代で第6 036 大海氏も16 036 大海氏も16 036 大海氏も16	の	を発生する。 ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の	2 (3) (-1925) 2 (3) (-1925) 1 (3) (-192) 1 (3) (-192) 1 (3) (-192) 2 (3) (-192) 3 (3) (-192) 4 (3) (-192) 3 (3) (-192) 4 (3) (-192) 4 (3) (-192) 6 (3) (3) (-192) 7 (4) (-192) 8 (4) (-192) 8 (4) (-192) 8 (4) (-192) 8 (4) (-192) 9 (4) (-192) 10 (4) (-192) 11 (192) 12 (192) 13 (192) 14 (192) 15 (192) 16 (192) 17 (192) 18 (192) 19 (192)	2 2 2
011 \$41/2 5670 011 \$41/2 5670 015 \$41/2 5670 015 \$41/2 5670	長崎 (18年) (184) (	集合無數數形據經 整合無數數形式的大統領。 整合無數數形式的大統領 整合無數數形式的或指導的 整合無數數形式的或指導的 整合無數數形式的或指導的 整合無數數形式的或指導的 整合無數數形式的或指導的	20 1511+518 (-1018) 0 0 0 171+1618	
037 長崎自古色 040 青木井五郎 041 青州仁平 042 春春五郎 043 石坂全居	下价值 下价值 下价值 中价值 中价值	日本の主義では、大阪では、登録を 地方出入は、は経験を 地方出入は、は経験を 地方出入は、は経験を 地方出入は、は経験を 地方出入は、は経験を 地方出入は、は経験を 地方出入は、は経験を	1	
044 野査学次郎● 045 石坂6享● 015 七月子六● 017 世真田慈治● (新義 言宗養享寺住職)	上条負1 235番 中条負1 235番 原項116番地	会会展表の機構的 会会展表の機構的 にお洗えな回転的 気が洗えな回気がいって大型的 気が洗えな回気がいって大型的	100E   25 15H+5H   20 15H+15H (-16H)   50 15N+17I	
048 拉井協一位 049 北瓜苦石印 659 相摩源风速 051 请太英五郎 052 第百芳次	を注け 所式を回け を対する 大久代をけび森 上川線は17歳 上間線は17歳 上間線は17 上にりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりまりま	核公司等域间外大区分域的程序。 他公司等域间外大区分域的程序。 他公司等域间外大区分域的程序。 在公司等域间外大区分域的程序。 在公司等域间外大区分域的指导。 他公司等域间外大区分域的扩展。 他公司等域间大型影 他公司等域间大型影 他公司等域间大型影 他公司等域间大型影 他公司等域间大风区分域下	55 中円 36 25戦+5社 39 20戦+18戦、大阪を献上 上後(一会)、大阪を献上	
051 商澤博大郎 051 商澤博大郎 055 特田佐十郎● 055 示於原孝天郎● 057 章太打古衛門	F.川原村 17音   F.川原村 17音   F.伊切村 17音   社存日 103音	等の日式な国大量等 を合成式を加入場際 ] 整合温度を加入場際 ] 整合温度を加入場際 ] 整合温度を加入する。 を合温度を加入する。 を合温度を加入する。 を含温度を加入する。 をからした。 をからた。 をりた。 をりらた。 をりた。 をりた。 をりた。 をりた。 をりた。 をりた。	25 75株+5株   25 10株+10株 大照を献上   12株 (一次) , 大照を献上   12株 (一次) , 大照を献上   2	Ž
059 新井佐福郎	下の日曜日日 (名明)   戸川村11日出	整合原数数图样两部 特主席数数图第16大区均五部 39 1	5 2朱+5株 (-7朱) 、明治3年~大正11年の町名 7 21 48 353	32

第8表:長野県・熊谷県・埼玉県を檀那場とする声鹸寺宿坊家(宿坊名不明)の祠堂金控帳(明治9年頃)

**儿園 一、本義は、台崎寺原山役性が所蔵する海崎寺宿坊室(宿坊名不明)の長野県・絵谷県・埼玉県の韓家を建築とした列霊金投機の内容を解説・修祥して示したものである** 

<sup>5.</sup> 信徒名の項目中に行られた●印は、お吟寺藝山尊社が所載する治崎寺宿坊家 (原坊名不明)の同恵甲曾越を対象とした明治15年の梅屋協に記載が見られる信徒を示す (第5表に掲載されている信徒を示す)

ー、信徒名の項目中に住られた▲印は、声音寺極面替社が研究する声線寺電坊宝(電坊名不明)の園室里曾越を計象とした明治」5 年の程度標に位立としては記載が見られるが、代替わりで信代名が特わった事例を示す。

<sup>-</sup> 表中の「円」・「分」・「集」・「我」は何文金接続に記載された何章をの受給見込み全額を示す。一方、「分2」、「集2」、「表2」は各権家から実際に受領した何文金が、当初見込んでいた金額に対して不見していた場合の差額を示す。

した際には、その史料は所在不明になっていた。

ところで、前章で、千国街道沿線は教蔵坊の布教が行き届いていた地域であることを 指摘したが、ただし、宝伝坊の布橋灌頂会勧進記が残っていた小谷村も含む糸魚川以降 の大町までの区域には、先述の教蔵坊の銅造地蔵尊に対する寄進者が全く見られない。 あくまでも推測に過ぎないが、筆者はこうした千国街道沿いに見られる教蔵坊の信仰圏 以外の空白域が、実は宝伝坊の檀那場だったのではないかと推測している。

# 8 江戸時代中期に信濃国に檀那場が形成されていた可能性について -- 正徳元年の信濃国同行による山越え立山参詣について

本稿では、前章まで、芦峅寺衆徒が江戸時代から明治時代中期にかけて、信濃国各地やその周辺国の各地で形成していた檀那場について、特にその分布状況を示してきたが、江戸時代後期以前に信濃国の檀那場が形成されていたことは、以下の事象からうかがわれる。

正徳元年(1711)6月27日、岩峅寺山番衆徒は立山の一ノ越に登ってきた信濃国の同行5人を拘束し、山麓の岩峅寺に連行した。そして、この事件について芦峅寺が同年(1711)7月5日付けで口上書を加賀藩奉行所に提出している<sup>255</sup>。

また、同年(1711)7月22日にも、岩峅寺山番衆徒は信州から北アルプスの山々を越えて立山参詣にやって来た同行12人を拘束し、岩峅寺に連行した。芦峅寺の案内者の者が同行たちを室堂で待ち受ける手筈であったのだが、間が悪く岩峅寺に連行されたのだった。芦峅寺衆徒・社人中が岩峅寺で同行たちに接見したところ、信州松本領一本木村からやって来たことがわかった。芦峅寺衆徒・社人中はこの一件について口上書を藩に提出した<sup>20</sup>。

さて、これらの事件に関しては、既に廣瀬誠氏や奥田淳爾氏によって解釈・位置づけがなされており 、それ以上に指摘するほどの実証的な新知見はないが、この事件に対する筆者なりの若干の推論を提示しておきたい。

まず、北アルプスの山々を越えてきたのが「同行」であったことに大きな意味がある。「同行」とは、『日本国語大辞典 第14巻』(635頁、小学館、日本大辞典刊行会編、1975年3月1日)によると、「①志 (こころざし)を同じくする人々。(イ)信仰・修行を同じくする仲間。同じ道の修行者。特に、浄土真宗の信者をいい、禅宗では「どうあん」という。(ロ) つれだって神仏に参詣する人々。巡礼の仲間。(ハ) 町内の者が集まって行なう講の仲間。また、念仏講の仲間。」などの解説が見られ、宗教者的な意味合いが強い。

それゆえ、上記史料中の同行も立山参詣のためにやってきた信徒たちと考えて概ね問道 いはなかろう。

そうすると、既に、信濃国側に分布や規模は定かではないが、檀那場が形成されているものと推測される。ましてや、芦峅寺衆徒と同行たちは山中室堂で合流して立山参詣を行う予定だったというから、そうとう両者間の連絡がしっかりしていないといけない。そう考えると、やはり、信濃国側の同行たちは既に芦峅寺の宿坊家と師檀関係を結んでいた信徒たちだったと推測されるのである。

ところで、正徳期の北アルプス越え立山参詣者の捕縛事件は大きな意味を持つ。これ は後の加賀藩の国境政策にも影響を与えている。具体的に説明すると、宝永期から正徳 期にかけては、立山の宗教的権利をめぐって芦峅寺と岩峅寺の争論が激化している時期 であり、この事件は岩峅寺側の芦峅寺側に対する一種のいやがらせと考えられる。この 小競り合いが偶然加賀藩に対して表面化し、加賀藩が北アルプス越えの立山参詣の問題 点に気づくところとなり、加賀藩の芦峅寺に対する規制が始まったのである。すなわち、 通常の街道に設けられた関所の抜け道にならないように、山越えの道を封鎖しようとし た。それには、芦峅寺宿坊家が信濃国側の信徒との待ち合わせに利用していた立山山中 諸堂舎などの管理権を芦峅寺一山から奪う方策が有効であった。正徳元年(1711)に加 賀藩が芦峅寺と岩峅寺の両寺に対して下した立山の宗教権利に関する判決は、加賀藩領 国外での廻檀配札活動を得意とする芦峅寺を立山から遠ざけ、岩峅寺に立山を管理させ るといった内容であった。そして、それは馬場を越中側に一元化するといった大きな意 味を持った。芦峅寺はそれまでのように、立山の室堂や一の越で、信州側から北アルブ スの山々を越えてやって来る檀那場の信徒たちを向かえることができなくなった。信濃 国の檀那場の信徒たちは、面倒ではあるが、往来手形を用意して、回り道ではあるが、 否応なしに日本海側に出て街道の関所も通り、正規のルートで立山参詣を行うこととな った。芦峅寺宿坊家のうちで信濃国に檀那場を形成していた坊家にとっては、大きな痛 手だったと思われる。

加賀藩がこのように国境政策として馬場の一元化\*\*\*。を図った背景には、同じく加賀藩 領内に所在する白山の争論に手を焼いていたといった状況があったからであろう。白山 の場合は、加賀馬場の白山本宮以外にも、越前・美濃の他国にも馬場及び宗教組織が存 在したがために、山の宗教的な利権をめぐって争論が絶えなかった。最終的には、争論 に徳川幕府が介入し、白山は天領となり、加賀藩は白山支配からの撤退を余儀なくされ た。こうした事件が加賀藩には大きな教訓となったと考えられる。ただし、白山の場合 は、馬場が加賀藩の他国の越前と美濃にも存在し、とりわけ越前の場合は徳川家譜代大 名藩であり平泉寺の力も強力であったため争論となるときわめて不利であった。これに対し、立山の場合は、加賀藩は江戸時代初期からその奥山までも調査をさせ、藩領として領界宣言をしていたこともあり、また、北アルプスを挟んで隣国の松本藩が立山に対してはそれほど強い意識を持たなかったため、加賀藩としては案外思い通りに支配を強化していくことができたのである。

### おわりに

以上、本稿で検討してきた結果を以下、簡略にまとめておきたい。

#### ①信濃国で檀那場を形成していた宿坊家

立山山麓芦峅寺村の38軒の宿坊家のうち、信濃国で檀那場を形成していた宿坊家は福泉坊・教蔵坊・宝伝坊・宿坊名不明の1坊(本稿では「A坊」と表記している)であった。

#### ②各宿坊家が形成した檀那場の規模

福泉坊とA坊の檀那帳を解読・分析した結果、それぞれの檀那場の規模は次のとおりである。福泉坊の檀那場については、配札村数が106村、信徒総数が1086人、宿数が35軒、1村あたりの平均信徒数が約10人である。一方、A坊の檀那場については、配札村数が159村、信徒総数が493人、宿数が76軒、1村あたりの平均信徒数が3人である。なお、教蔵坊については、同宿坊家に銅造地蔵尊像を寄進した人々(施主)の分布状況から檀那場の地域を推測したため、その具体的な規模は不明である。ただし、寄進者の所在する村数は約140村ほどである。

#### ③各宿坊家が形成した檀那場の分布状況

教蔵坊は現在の糸魚川市や能生町、さらに、大町から松塩尻市にかけての国道147線 (千国街道) や県道51号線・同25号線・同449号線・同292号線に沿った各地域、松本市 街地などに檀那場を形成している。福泉坊は上松町から松本市にかけての中山道に沿っ た各地域に檀那場を形成している。A坊の檀那場は、富山県・新潟県・長野県・群馬 県・埼玉県・東京都などの1都5県にまたがり、北陸道から北国街道、さらに中山道に 沿った各地域に檀那場を形成している。以上の実態が示すように、信濃国における各宿 坊家の檀那場は、街道などの諸道が整備された比較的交通の便のよい地域に形成されて いたことがわかる。すなわち、道を機軸として檀那場が形成されているのである。

## ④各宿坊家衆徒の廻檀経路

各宿坊家の衆徒がとった廻檀配札の経路は次のとおりである。教蔵坊衆徒は声峅寺を

出発した後、千国街道に沿って新潟県糸魚川市から長野県松本市方面へと進んだ。福泉坊は中山道に沿って名古屋市方面から松本市方面へと進んだ。A坊は北陸道や北国街道、中山道を利用して、新潟県〜長野県〜群馬県〜埼玉県〜東京都の経路で進んだ。

## ⑤松本盆地に形成された福泉坊と教蔵坊の檀那場の入り組み状況

松本市街地及びその周辺地域の教蔵坊と福泉坊の檀那場の入り組み状況を見ていくと、梓川を境界として、梓川下流右岸の扇状地上の平坦地に位置する北中から三溝に至る村々には福泉坊が檀那場を形成している。一方、梓川を境界として、梓川下流左岸の熊倉や飯田、岩岡、下立田、丸田の村々には教蔵坊が檀那場を形成している。ただし、松本市街地は教蔵坊の檀那場であったと考えられる。そのため、福泉坊はこの地域に立ち入れず、これを取り巻くように、松本市街地の西側の地域の里山辺やさらに西域の入山辺の村々、あるいは、松本市街地の南側の並柳村などの地域に檀那場を形成している。この他、広丘吉田や北熊井あたりには福泉坊が檀那場を形成しており、一方、その南方の西条あたりには教蔵坊が檀那場を形成しており、一方、その南方の西条あたりには教蔵坊が檀那場を形成していた。松本盆地の南西部の山縁にあたる波田や下大池、古見、西洗馬、小野沢、小曽部には教蔵坊が檀那場を形成していた。一方、中山道に沿った洗馬、牧野、日出塩には福泉坊が檀那場を形成していた。なお、上竹田村と下竹田村の2村は両宿坊が入り組み配札を行い檀那場が重なっていた。

## ⑥信濃国における福泉坊と教蔵坊の檀那場の形成過程

信濃国における檀那場の形成過程については、特に松本の城下町及びその周辺で布教 線がぶつかる上記の教蔵坊と福泉坊の事例を見ていくと、千国街道沿いに糸魚川方面か ら松本に向かって檀那場を拡大してきた教蔵坊が、他の宿坊家より先行的に松本城下の 市街地に入り込んでおり、その後、中山道を名古屋方面から松本に向かって檀那場を拡 大してきた福泉坊が、教蔵坊の檀那場の空白域をぬうようにして、新規の檀那場を形成 していったものと推測される。

#### ⑦檀那場の形態は必ずしも先行研究が示すような「面 | 的なものとはいえない

筆者の主観として、良質な檀那場であるための条件をあげてみると、①地元に既存の各宗教勢力が民間信仰の勧進布教に寛容なところ、②信徒の信心が厚いところ、③経済的に安定していて初穂が確実に徴収できるところ、④芦峅寺からの旅程が短い(農園期の限られた期間内に檀那場を全て廻る必要がある。廻檀配札旅行の期間が長引けば、その分、経費がかさむ)。⑤道が整備されており交通の便が良いところ。⑥檀家所在村が点在せず隣接していること。②1村における檀家の密度が高い、などの条件があげられる。そして、こうした条件から檀那場のイメージを構成した場合、それはおのずから、廻檀配札には効率的な「面」的な檀那場となっていく。

さて、従来の立山信仰史研究の分野において、先学研究者たちも「檀那場」のイメージを上記のような条件の良いものに思い描いたためか、研究者の間では「檀那場」に対する概念は「範囲」として捉えられ、「面」的な意味合いが強かった。

ところが、今回、こうした檀那場の「面」的なイメージに対し、上松宿及びその周辺地域の檀家所在村の分布状況をはじめ、廻檀配札地が1都5県の広域にまたがるA坊の檀家所在村の分布状況を分析していくと、これらの実例から明らかになったことは、各村に数軒ずつ檀家が点在するといった檀那場の分布状況が、衆徒による檀家から檀家への移動行為によって、ようやく、点である檀家と檀家を結んだ「線」や「筋」、あるいは、過大に見ても「帯」程度になるに過ぎないことであった。その実態は「面」から程遠いのである。

そもそも、檀那場を構成する基本要素は1軒1軒の檀家である。それゆえ、1村あたり、あるいは1地域あたりの檀家の分布密度で、檀那「場」に見えたり、檀那「筋」・「帯」に見えたりしているだけであるから、「檀那場」は地域によっては、従来の立山信仰史研究の分野でイメージされてきたような「面」的なものばかりとは必ずしもいえないことが今回わかった。

# 註

- 1) 橋本芳雄「信州と越中との信仰の交流―特に松本町立山講について」(『信濃 第14 巻 第1号』所収、信濃史学会編・刊、1962年1月)。
- 2) この地蔵章や立山講に関しては、長島勝正「石動観音寺の地蔵さま」(『富山史壇第59号・60号 合併号』所収、越中史壇会編・刊、1975年1月)、長島勝正・京田良志 「美術・工芸(小矢部市観音寺地蔵菩薩半跏像・永平寺の地蔵半跏像)」(『立山町史上巻』所収、立山町史編纂委員会、立山町刊、1977年10月8日)、斉藤善夫「立山にあった鐘と地蔵尊一その鋳造地について」(『富山史壇第94号』所収、越中史壇会編・刊、1987年7月、後に同氏『富山・石川梵鐘考』(北陸石仏の会刊、1998年9月1日) に再録)など、美術・工芸分野からアプローチした論文が多く見られる。
- 3) 長島勝正・京田良志「美術・工芸(小矢部市観音寺地蔵菩薩半跏像・永平寺の地蔵 半跏像)」(『立山町史 上巻』所収、583~587頁)。
- 4) 拙稿「立山衆徒の勧進活動と立山曼荼羅」(『山岳修験 第20号 立山特集』所収、45 ~59頁、日本山岳修験学会編、1997年11月8日、後に拙著『立山信仰と立山曼荼羅― 芦峅寺衆徒の勧進活動―』〔岩田書院、1998年4月〕115~136頁に再録)。 芦峅寺・岩

崎寺両寺の一山衆徒が立山の宗教的権利をめぐって、宝永6年(1709)から天保4年(1833)までの約125年間、度々引き起こしてきた争論の実態・経過については、芦崎寺一山会が所蔵する古記録(芦崎寺文書)のうち、「立山大権現他國出開帳并岩崎寺新規同配札御指留之出訴願書并ニ始末御行方済口御請書等扣 天保三年従辰十二月至同四巳九月晦日」(廣瀬誠編『越中立山古記録 第1巻』所収、138~153頁、立山開発鉄道株式会社、1989年9月20日)や「岩崎寺新規開帳并配札仕二付、御指止之歎願書指出候件々 前条意得方出訴御詮義中諸端往復留記 弐冊之内上巻 天保三巳年従辰十二月至同四年巳十月」(廣瀬誠編『越中立山古記録 第1巻』所収、154~193頁)に詳しく記録されている。

- 5) 史料からは般若院の動向はほとんどつかめないが、惣持坊については、松本城下や 飯田城下、高遠城下などで勧進布教活動を行っていた。特に松本城下では、中町の万 屋源四郎宅を定宿として長期にわたって滞在し、その近辺で配札活動を行っていた。 また、松本の念来寺では出開帳も行っている。さらに、芦峅寺衆徒の後の調査で、多 質坊も松本に滞在して配札活動を行っていたことが発覚した。
- 6)「立山大権現他國出開帳并岩崎寺新規同配札御指留之出訴願書并ニ始末御帘方済口御請書等和 天保三年従辰十二月至同四巳九月晦日」(『越中立山古記録 第1巻』所収、141頁・148頁)。「岩崎寺新規開帳并配札仕ニ付、御指止之歎願書指出候件々 前条意得方出訴御證義中諸端往復留記 弐冊之内上卷 天保三巳年従辰十二月至同四年巳十月」(『越中立山古記録 第1巻』所収、155頁)。なお、江戸時代後期に信濃国で檀那場を形成し、廻檀配札活動を行っていた各宿坊家衆徒の没年や年齢は、「由緒書上帳 立山芦崎寺事東神職 明治六年二月」(廣瀬誠編『越中立山古記録 第3巻』所収、229~278頁、立山開発鉄道株式会社、1991月10月28日)や『戸籍人員詳細取調書上帳 第壹区四番組芦崎村 立山元東神職佐伯左内扣 明治五年』(芦崎寺一山会所蔵)からうかがわれる。それは次のとおりである。福泉坊門教(文政13年9月22日没)、福泉坊澄音(安政4年8月23日没)、福泉坊弘音〔佐伯音男〕(明治5年の時に54才)、室伝坊體禅(嘉永5年12月28日没)、宝伝坊快運(万延元年10月7日没)、金泉坊静厳(安政5年2月17日没)、金泉坊佐伯健弥(明治5年の時に38才)、教蔵坊寶山(天保11年7月18日没)、教蔵坊照界(明治2年3月28日没、享年72才)、教蔵坊佐伯茂里登(明治5年の時に44才)。
- 7) 以前筆者は、檀那場の保有をめぐる芦峅寺宿坊家間の争論の事例について、拙稿 「江戸時代幕末期 芦峅寺宿坊家間の檀那場をめぐる争いについて」(『富山県 [[立山博 物館] 研究紀要 第5号』所収、3~35頁、富山県 [立山博物館] 編・刊、1998年3月31

- 日)でとりあげ、大仙坊が保有していた美濃国の檀那場を等党坊が侵犯したために起こった檀那場争いの実態を検討しているが、同じような問題は信濃国の檀那場でも起こり得たのだろう。
- 8) 下新村は延宝2年(1674) に北新村から分村して成立した。そして、宝伝坊の檀那場である上手町集落は北新村に近いところに位置していた。『角川日本地名大辞典 20長野県』(592頁、「角川日本地名大辞典」編纂委員会、角川書店、7月18日) を参照のこと。
- 9) 従来の立山信仰史研究の分野において、研究者たちの「檀那場」に対する概念は範 囲として捉えられ、「面」的な意味合いが強かった。すなわち、先行研究においては、 檀那場の保有に関して、江戸などを除いて概ね1国につき1宿坊家の担当であったと 認識されている。要するに、檀那場は1国を1単位とした「面」的ものとして考えら れている。佐伯立光『立山芦峅寺史考』(109~114頁、立山寺発行、1957年3月1日)。 佐伯立光『立山史談』(48~54頁、1965年7月1日)。佐伯幸長『立山信仰の源流と変遷』 (309~315頁、立山神道本院発行、1973年9月15日)。 『立山町史 上巻』 (803~812頁)。 寺口けい子「芦峅寺善道坊諸国檀那廻りの実態」(『富山史壇 第67号』所収、13~26 頁、越中史壇会編集・発行、1977年12月23日)。寺口氏の場合、萱峅寺善道坊の寛政 5年(1793)、嘉永3年(1850)、安政2年(1855)、明治30年(1897)の4冊の檀那 帳について、村名による檀那場の分布状態を、地図上(表Ⅱ)に表しているが、その 際、寺口氏は「配札廻りの地域」として、「面」的に捉え、その範囲の広狭を述べて いる。寺口氏の研究に対して評価できる部分は、檀那帳の村名を抽出し、それを地図 上に落として、三河国のなかでの具体的な檀那場の範囲を提示しているところである。 檀家の所在村が幾つも並んで面が作られ、それを範囲として捉えての檀那場が提示さ れている。高瀬重雄『立山信仰の歴史と文化(高瀬重雄文化史論集1)』(236~238頁、 名著出版、1981年3月3日)。
- 10) 註2を参照。
- 11)「當山古法通諸事勤方旧記 芦峅寺 文政十二丑年五月改之」(『越中立山古記録 第1巻』所収、37頁)。「一、閻魔堂 廿四日 五尊共御供備ヒ。外ニ地蔵菩薩壱尊御 供上ル。此ハ教蔵坊ゟ祠堂附有。金子ハー山へ差出し候。」
- 12) 「美術・工芸 (小矢部市観音寺地蔵菩薩半跏像・永平寺の地蔵半跏像)」(『立山町史 上巻』所収)。
- 13) 尊像の背中や蓮華座、光背には寄進者名などの銘文が数多く刻まれているが、それらのうち、造立の経緯を示す特に重要な内容は蓮弁部分に刻まれており、「信州松本

町立山壽中」・「願主教蔵坊照界立之」・「請負松本飯田町菜鑵屋佐原市右衞門尉正 孝」・「干時文政八年乙酉七月吉祥日」・「御鋳物師大工信濃国上田住小島大治郎藤 原弘孝謹製」などの銘文が見られる。

- 14) 『越中立山古記録 第1巻』141頁。『越中立山古記録 第1巻』148頁。『越中立山古記録 第1巻』155頁。
- 15) 立山町史編纂室編『立山請来 延命地蔵銘 小矢部市観音寺境内安置』1972年5月30 日刊行、像の銘文を翻刻しガリ版刷りの資料集として紐綴じしたもの)。
- 16)「當由速要御用留 定目代 天保十三壬寅年」(高瀬保編『越中立由古記録 第2巻』 所収、110~111頁、立由開発鉄道株式会社、1990年4月26日)。
- 17) 檀那場の入り組みとそこから生じるトラブルに極度に気を使っていた背景には、立山にかかわる宗教的権利がもとで芦峅寺一山と岩峅寺一山の間で度々繰り返された争論があり、それに対して加賀藩が下した判決で、芦峅寺は諸国での廻檀配札活動は死守したものの、配札活動にかかわるトラブルは、加賀藩がその権利を奪う名目になりかねず、一山の対外的にも一山の対内的にも絶対に避けなければならないという絶対命題が芦峅寺一山にはあったのである。これに対して、芦峅寺一山は自山のなかで文政期と天保期の2度に渡って廻檀配札活動に関する掟を制定しており、そのなかには各宿坊家の檀那場の入り組みに関する問題も中心的な課題としてとりあげられている。

具体的には、国郡・城下・駅宿・江戸・大坂・京都などの都会、あるいは、1000軒以上の地域では、宿坊家間で師檀関係が入り組んでもかまわない。檀那場が村里・山里の場合は、1村につき先に入った1坊の権利を尊重する。往来筋の檀那場に所在する他の宿坊家の信徒家の場合は、宿泊などについてはかまわないが、仮にその信徒家が定宿檀那になったとしても、その該当村の他の家々には配札してはいけない。といった芦峅寺一山内部の規約が制定されている。関連文書として、「立山開山大上人御教化血脈相承芦峅寺各坊諸国配札檀家縁辨別留記 附夕リ来午年以後同新旦取弘縮書室蔵文庫入 天保四癸巳載十一月金剛日」(廣瀬誠編『越中立山古記録 第1巻」所収、195~202頁)や拙稿「江戸時代幕末期 芦峅寺宿坊家間の檀那場をめぐる争いについて」(『富山県[立山博物館]研究紀要 第5号」所収、3~35頁、富山県[立山博物館]編集・発行、1998年3月31日)を参照のこと。

- 18) 拙稿「立山講社の活動―近代化のなかでの模索―」(拙著『立山信仰と立山曼荼羅 ―芦峅寺衆徒の勧進活動―』所収、279~335頁)。
- 19) 本章で分析対象としている A坊の檀那帳を見ていくと、例外的に、上氷鉋野村の内

- の荒屋組に関する記載部分に「札々宿 5 与フ事」と注記が見られ、それによって、同村での護符の配札については、衆徒が自ら各檀家を配札に廻っていたわけではなく、 定宿を担っていた檀家に実質的な配札を委せていたことがわかる。
- 20) 信濃国の2県制は明治4年(1871) 11月に施行され、長野・筑摩の2県となり、明治9年(1876) 8月に筑摩県が廃止され、信濃の南部4県が長野県に統合されるまで続いた。筑摩県は明治6年(1873) 4月に大区小区制を施行している。一方、長野県では明治7年(1874) 7月に戸籍区を全面的に再編成して28大区190小区とした。明治12年(1879) には大区が郡に再編成され、その下に町村が置かれた。上野国では明治5年(1872) 5月に大区小区制が施行された。熊谷県は明治6年(1873) 6月15日から明治9年(1876) 8月21日まで。熊谷県は明治6年(1873) 6月15日にそれまでの群馬県が南隣の入間県と合併して熊谷県となったもので、その後、明治9年(1876) 8月21日に群馬県が成立している。
- 21)「立山大権現他國出開帳并岩崎寺新規同配札御指留之出訴願書并二始末御宥方済口御請書等扣 天保三年從辰十二月至同四巳九月晦日」(『越中立山古記録 第1巻』所収、141頁・148頁)。「岩崎寺新規開帳并配札仕二付、御指止之歎願書指出候件々 前条意得方出訴御詮義中諸端往復留記 弐冊之内上卷 天保三巳年從辰十二月至同四年巳十月」(『越中立山古記録 第1巻』所収、155頁)。「當山速要御用留 定目代 天保十三壬寅年」(『越中立山古記録 第2巻』所収、134頁)。
- 22) 芦峅寺宝伝坊の文政12年(1829) の布橋灌頂会勧進記(小谷村あたりが檀那場)。 かつて、長野県小谷村の個人の方が富山市梅沢町の天台宗圓隆寺住職佐伯立光氏に写 真を送り同史料の内容について見解を求められた。
- 23) 「古代度々争論記」(『越中立山古記録 第4巻』所収、74~75頁、立山開発鉄道株式会社、1992年6月25日)。

乍恐口上書ヲ以御断申上候

一当六月廿七日ニ信州 方同行五人、立山一ノ腰江山越ニ参候ヲ、岩峅寺山番衆徒見付下 人八兵衛ヲ相添、同廿八日ニ岩峅寺へつれ下シ、今以岩峅寺ニ罷在申候。為其御断申 上候。以上。

正徳元年七月五日

立山芦峅寺

御奉行所

24) 「古代度々争論記」(『越中立山古記録 第4巻』所収、78頁)。

乍恐口上書を以申上候

一信州ゟ同行拾弐人立山江山越ニ参リ申候所ニ、芦峅寺村ゟ案内者共室堂ニ而改申ニ付、

岩峅寺村山番方占人ヲ添、岩峅寺江つれ下り候ヲ私共改候得者、則信州松本領土壱本 木村与申処之由、口上書私共方へ取置申ニ付御断申上候。以上。

元徳元七月廿二日

└→ (原本は元だが、これは誤りで正か)

立山岩峅寺衆徒・社人中

└→ (原本は足)

黑崎村三郎兵衛殿 御郡方肝煎仁右衛門印

- 25) 廣瀬誠「信越国境観念の成立」(『立山黒部奥山の歴史と伝承』所収、177~193頁、 桂書房、1984年10月18日)。奥田淳爾「信濃までの山越えのみち」(『魚津シンボジウム 第10号』所収、81~82頁、1995年3月20日、洗足学園魚津短期大学)。奥田淳爾「第1節 信濃までの山越えのみち」(『黒部奥山と扇状地の歴史』所収、18~20頁、 桂書房、2000年1月28日)。
- 26) 同じ加賀藩領国内の自山では、加賀・美濃・越前の3馬場がそれぞれの宗教組織を核として形成されているが、一方、立山の場合、信濃国側には立山信仰の中核になりうる組織や寺院などで、とりたてて目立ったものは形成されなかった。立山は、本来なら越中国側と信濃国側の両山麓に馬場が形成されていてもよさそうなものだが、これが行われなかったことはなんとも不思議である。これについて考えられることは、加賀藩が国境政策として信濃国に民間レベルで宗教的な馬場が開設されることをきらったのではないかということである。大町大出の姥尊は江戸時代初頭にそういう動きがあったことを物語る遺構とみなすことはできないだろうか。阿弥陀ではなく姥尊であるところに意味があるし、芦峅寺文書における延宝2年(1674)の書付を見ても、立山といえば姥尊の存在が既に有名であったことがわかる。大町の姥尊は信州側に立山信仰の馬場が形成されようとしていたことの証なのではなかろうか。しかし、結局それは加賀藩の国境政策の元、実現しなかったと考えられる。